

あいち男女共同参画プラン 2011 - 2015

～ 多様性に富んだ活力ある社会をめざして～

平成23年3月

愛 知 県

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画期間	3
3	計画の性格・位置づけ	3
4	基本目標	3
5	基本理念	3
6	重点目標	4
7	計画の体系	6
第2章	男女共同参画をめぐる現状と課題	
1	男女共同参画に関する意識	8
(1)	固定的性別役割分担意識	8
(2)	男女の地位の平等感	9
(3)	女性が職業を持つことについての考え	10
2	様々な分野における男女の参画状況	11
(1)	政策・方針決定過程	11
(2)	就業	13
(3)	家庭生活	15
(4)	地域活動	16
(5)	学校教育	18
3	男女共同参画をめぐる社会の状況	19
(1)	少子高齢化の進行	19
(2)	就業をめぐる状況	20
(3)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況	21
(4)	生活困難の実態	23
(5)	配偶者等からの暴力の実態	26
(6)	健康をめぐる状況	29
第3章	基本的施策と具体的な取組の方向	
	重点目標 男女共同参画社会に向けての意識改革	
	基本的施策1 男女共同参画の理解の促進	32
	基本的施策2 男性にとっての男女共同参画	34
	基本的施策3 子どもにとっての男女共同参画	36

重点目標	あらゆる分野への社会参画の促進	
基本的施策 4	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	38
基本的施策 5	地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大	41
重点目標	多様な働き方を可能にする環境づくり	
基本的施策 6	就業環境の整備と就業支援	43
基本的施策 7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	47
重点目標	安心して暮らせる社会づくり	
基本的施策 8	人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援	51
基本的施策 9	女性に対する暴力の根絶	54
基本的施策 10	生涯を通じた健康づくりの支援	56

第4章 計画の推進

1	推進体制の整備・充実	60
2	ウィルあいちを拠点とする推進	62
	数値目標一覧	66

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、我が国のみならず、世界共通の課題でもあり、国連が提唱した国際婦人年の昭和 50（1975）年に、メキシコで第 1 回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されて以来、国際社会においては、様々な取組が進められてきました。

我が国においては、国際的な動きを受けて、昭和 52（1977）年に、「国内行動計画」を策定し、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約¹」を批准するなど、国際的な協調のもとに男女共同参画を推進してきました。

平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。そして、平成 12 年 12 月には、この法律に基づく初めての国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

本県では、この法律と国の基本計画の趣旨を踏まえ、平成 13 年 3 月に、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定するとともに、平成 14 年 4 月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした愛知県男女共同参画推進条例を施行し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

「あいち男女共同参画プラン 21」については、その後の社会経済情勢の変化や、平成 17 年 12 月に国の「第 2 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、平成 18 年 10 月に改定を行っています。しかし、プラン改定以降も、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、世界的な金融危機に伴う経済・雇用環境の悪化、貧困・格差の拡大など、社会経済情勢は大きく変化しており、こうした状況に対応した新たな計画の策定が求められます。

また、平成 21（2009）年 8 月には、国連の女子差別撤廃委員会において、女子差別撤廃条約に基づく国の第 6 回報告に対して、勧告がなされ、多くの課題が指摘されました。国においては、この勧告の内容及び男女共同参画社会基本法施行後 10 年間の反省を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、今後取り組むべき喫緊の課題や改めて強調すべき視点を示した「第 3 次男女共同参画基本計画」が、平成 22 年 12 月に閣議決定されたところです。

そこで、こうした社会経済情勢の変化や国の第 3 次基本計画の趣旨を踏まえつつ、本県では、愛知県男女共同参画審議会の答申（平成 22 年 11 月）に基づき、新たに「あいち男女共同参画プラン 2011 - 2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定することとしました。

¹正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和 54（1979）年の第 34 回国連総会において採択され、昭和 56（1981）年に発効した。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

2 計画期間

平成 32 (2020) 年までの中長期を見据えつつ、計画期間は平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までとし、5 年間で取り組む施策の方向を示します。

3 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本計画です。また、愛知県男女共同参画推進条例第 9 条に基づく基本計画です。

本県の地域づくりの新たな羅針盤として平成 22 年 3 月に策定された「政策指針 2010 - 2015」では、基本課題として「いのちを守る『安心・安全』の社会をつくる」、「誰もが『希望』を持って活動できる社会にする」等が掲げられています。

この計画は、「政策指針 2010 - 2015」で示される地域づくりの方向性を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画となります。

この計画のほか、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (2 次)」、「あいち はぐみんプラン (第 2 次愛知県少子化対策推進基本計画)」、「新あいち農山漁村男女共同参画プラン」など、男女共同参画に関わる県政の様々な分野における計画との連携を図り、これらの計画と一体となって、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。

この計画では、数値目標を設定し、毎年度、その実施状況を検証し、公表します。

4 基本目標

「男女共同参画社会の実現」をこの計画の基本目標とします。

5 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現をめざします。

6 重点目標

男女共同参画社会の実現に向けて、平成 32 (2020) 年までの中長期を見据え、次の4つを重点目標として取り組みます。

重点目標 男女共同参画社会に向けての意識改革

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

しかし、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っており、男女共同参画社会を実現していく上で、大きな障害の一つとなっています。また、男女共同参画は、これまで働く女性のための課題として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるという認識が十分に広まらなかったとの指摘があります。

このため、固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女共同参画が、女性だけでなく、男性を含めたあらゆる立場や世代の人々にとって必要であるという認識が広まるよう、あらゆる人々を対象とした意識改革のための取組を進めていきます。

重点目標 あらゆる分野への社会参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが重要です。

女性の参画については、国や県において、具体的な数値目標を設定して取り組んできた結果、徐々に進みつつあるものの、意思決定において指導的地位に立つ女性の割合は、依然として低い水準にあり、また、社会の中で女性の活躍が期待されていながら、女性の参画が進んでいない分野もあります。

女性の参画をあらゆる分野において進めることは、将来にわたり活力ある社会を築いていくため、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくという観点からも、極めて重要な意義を持つことです。

多様性に富んだ活力ある社会に向けて、女性が男性とともに、その能力を十分に発揮して、社会のあらゆる分野で活躍できるよう、女性の参画を積極的に促進していきます。

重点目標 多様な働き方を可能にする環境づくり

男女共同参画社会は、男女ともに、仕事と家庭生活・地域活動など仕事以外の生活との調和をとり、心豊かで充実した生活を送ることができる社会です。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス²)に向けては、平成22年6月に、子育て中の短時間勤務制度の義務化や、「パパ・ママ育休プラス³」など男性の育児休業取得を促進する制度の創設等を盛り込んだ改正育児・介護休業法が施行され、制度の上での整備が進んでいます。

また、国において、平成19年12月に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使トップの合意により策定され、平成22年6月には施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、新たな視点や取組を盛り込んだ「新合意」が結ばれるなど、社会全体で仕事と生活の調和を推進する気運が高まりつつあります。

しかし、現実には、非正規労働者の社会的・経済的地位の不安定さや正規労働者の長時間労働、男性の育児休業取得や出産後の女性の継続就労の難しさなど、多くの労働者にとって、仕事と生活の調和が実現しにくい状況にあります。

このため、男女ともに働く人が、個人の置かれた状況に応じて、育児・介護休業や子育て期間中の短時間勤務など、公正な処遇を伴う多様な働き方が選択できる雇用環境づくりのための取組を進めていきます。

重点目標 安心して暮らせる社会づくり

昨今の世界的な金融危機に伴う経済・雇用環境の悪化、少子高齢化の進展に伴う高齢者の急増、家族・地域・社会の絆の弱まりなどを背景に、貧困、地域からの孤立、健康に関する不安など、様々な困難を抱える人々が増加しています。

また、配偶者からの暴力が社会問題となっていますが、これは重大な人権侵害であるとともに、被害者の自立した生活を困難にするものです。

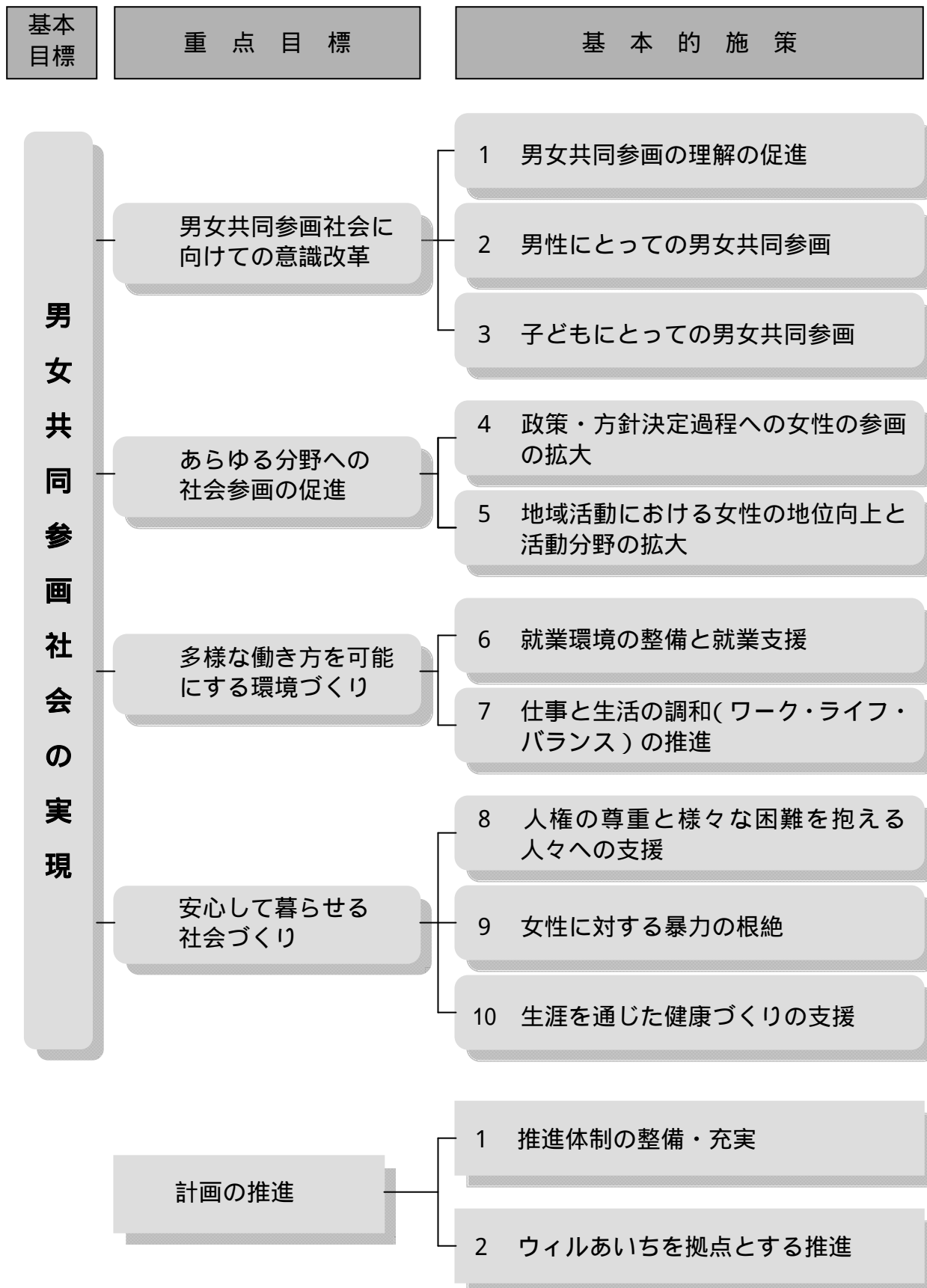
こうした困難の実態は、性別に関わる固定的な意識や、男女それぞれのライフスタイルや置かれている状況などを背景に、男女間で異なるものとなっています。

このため、様々な困難を抱える人々に対して、男女共同参画の視点に立った支援を行い、男女ともに、誰もが、家庭や地域で自立し、安心して暮らしていける社会づくりに向けた取組を進めていきます。

²国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

³父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2ヶ月に達するまでに延長する制度。

7 計画の体系



第2章 男女共同参画をめぐる現状と課題

1 男女共同参画に関する意識

(1) 固定的性別役割分担意識

平成 20 年度に実施した「男女共同参画意識に関する調査」(以下「平成 20 年度県民意識調査」という。)によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に、「賛成」(「賛成」+「どちらかといえば賛成」以下同じ)と回答した人の割合は 48.0%、「反対」(「反対」+「どちらかといえば反対」以下同じ)と回答した人の割合は 40.0%となっており、「賛成」が「反対」を上回っています。全国では、「反対」と回答した人の割合が半数を超えており、本県は全国と比べて固定的性別役割分担意識がまだまだ根強く残っています。

性別に見ると、「賛成」と回答した人の割合は、女性より男性の方が高くなっています(図 1 - 1)。

性・年齢別に見ると、「賛成」と回答した人の割合は、男女とも 60 歳代、70 歳以上で高くなっていますが、男性は 20 歳代でも高くなっており、男女間や世代間で意識の違いが見られます(図 1 - 2)。

図 1 - 1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方【総数、性別】

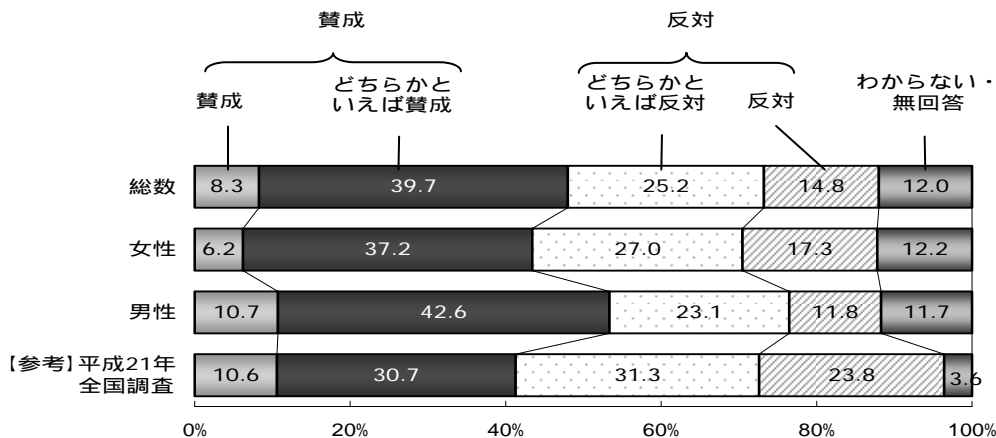
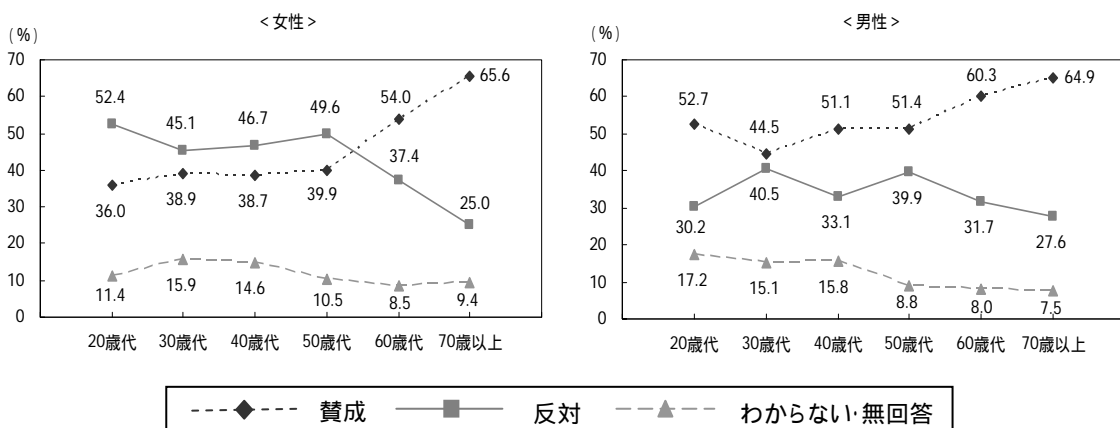


図 1 - 2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方【性・年齢別】



資料：県民生活部「平成 20 年度県民意識調査」、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

(2) 男女の地位の平等感

「平成 20 年度県民意識調査」によると、8つの分野について、「男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」以下同じ)と回答した人の割合は、高い順に「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体として」、「職場」、「家庭生活」、「法律や制度の上」となっています。また、「平等」と回答した人の割合は、高い順に「学校教育の場」、「地域活動の場」となっています。「学校教育の場」では男女平等が保たれているものの、ほとんどの分野で不平等感が強いことがうかがわれます(図2-1)。

また「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は、すべての分野で男性より女性の方が高くなっており、男女間で意識の違いが見られます(図2-2)。

図2-1 男女の地位の平等感【総数】

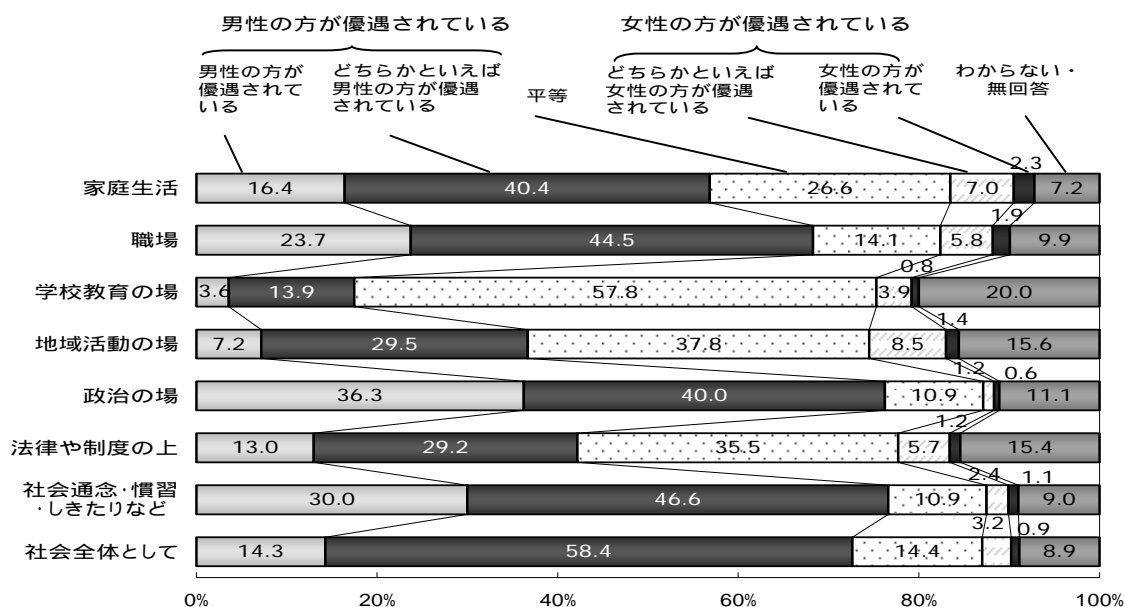
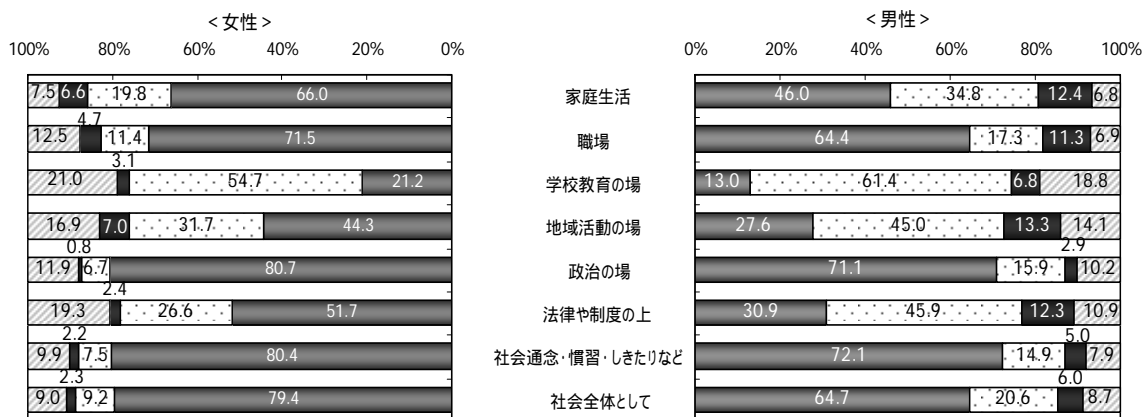


図2-2 男女の地位の平等感【性別】



■ 男性の方が優遇されている □ 平等 ■ 女性の方が優遇されている □ わからない・無回答

資料：県民生活部「平成 20 年度県民意識調査」

(3) 女性が職業を持つことについての考え

「平成 20 年度県民意識調査」によると、女性が職業を持つことについて、全国では「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合が最も高くなっているのに対し、本県では、「子どもができれば、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合が最も高くなっています。

しかし、10 年前の調査と比較すると、「子どもができれば、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合は低下し、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合は上昇しており、女性が仕事を持ち続けることに対して肯定的になってきています（図 3 - 1）。

ただし、男性 20 歳代では、他の年齢層に比べ、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」、「子どもができれば、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合は低く、「子どもができるまでは、職業を持つ方がよい」と回答した人の割合が高くなっています（図 3 - 2）。

図 3 - 1 女性が職業を持つことについての考え【他調査との比較】

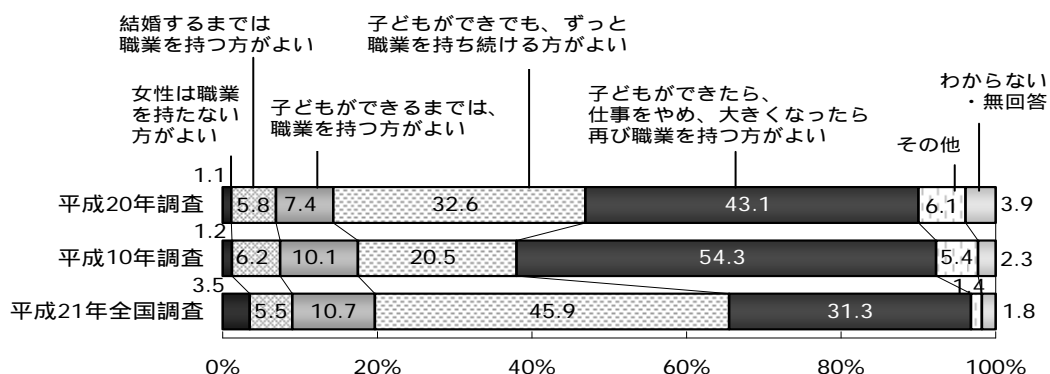
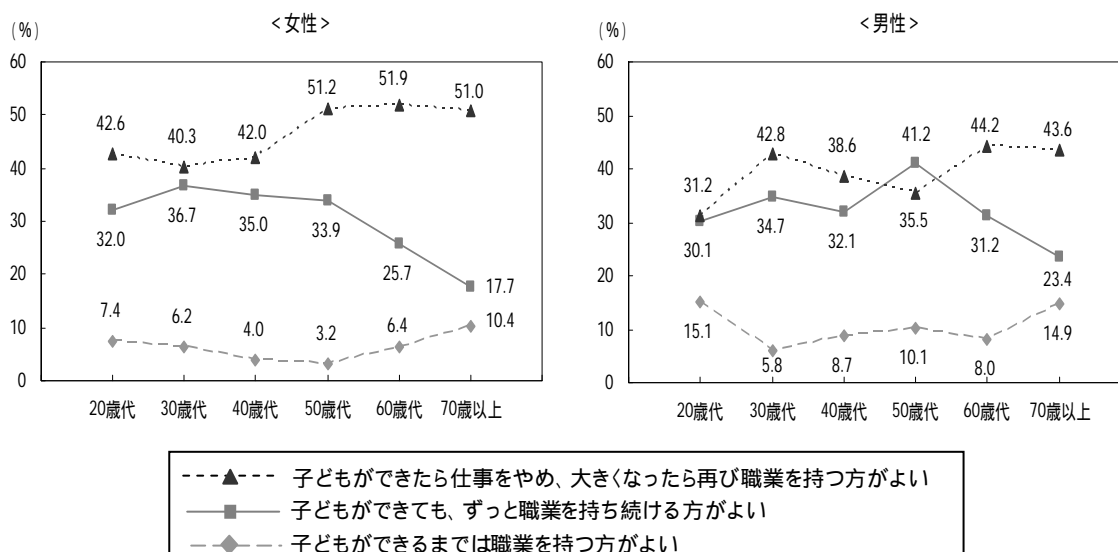


図 3 - 2 女性が職業を持つことについての考え【性・年齢別】



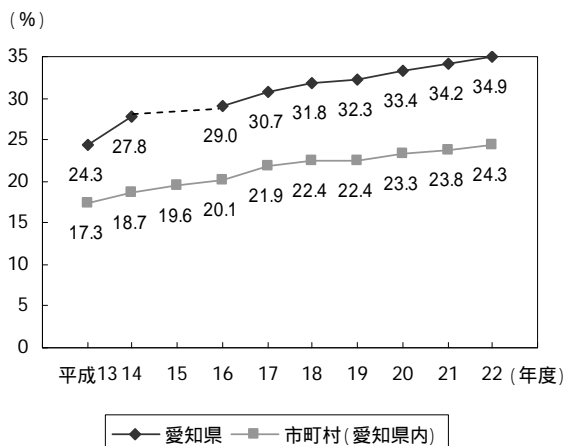
資料：県民生活部「平成 20 年度県民意識調査」、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

2 様々な分野における男女の参画状況

(1) 政策・方針決定過程

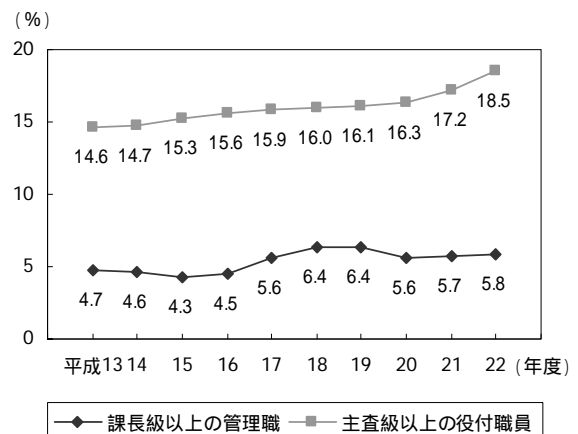
本県においては、審議会等委員、県職員の管理職、県教員の管理部門、地方議会議員など、政策・方針決定過程に占める女性の割合は、緩やかにではあるものの上昇傾向にあります（図4、図5、図6、図7）。

図4
審議会等委員への女性の登用率の推移



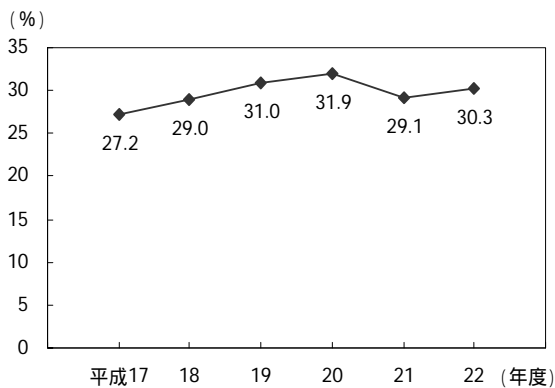
県の15年度は調査日の変更の関係で実施していない。
資料：県県民生活部

図5
愛知県職員(知事部局)に占める女性割合の推移



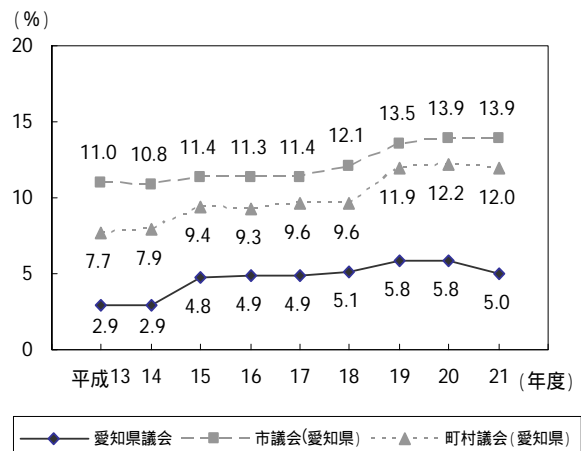
資料：県総務部

図6
女性教員の管理部門への登用率の推移(愛知県)



資料：県教育委員会

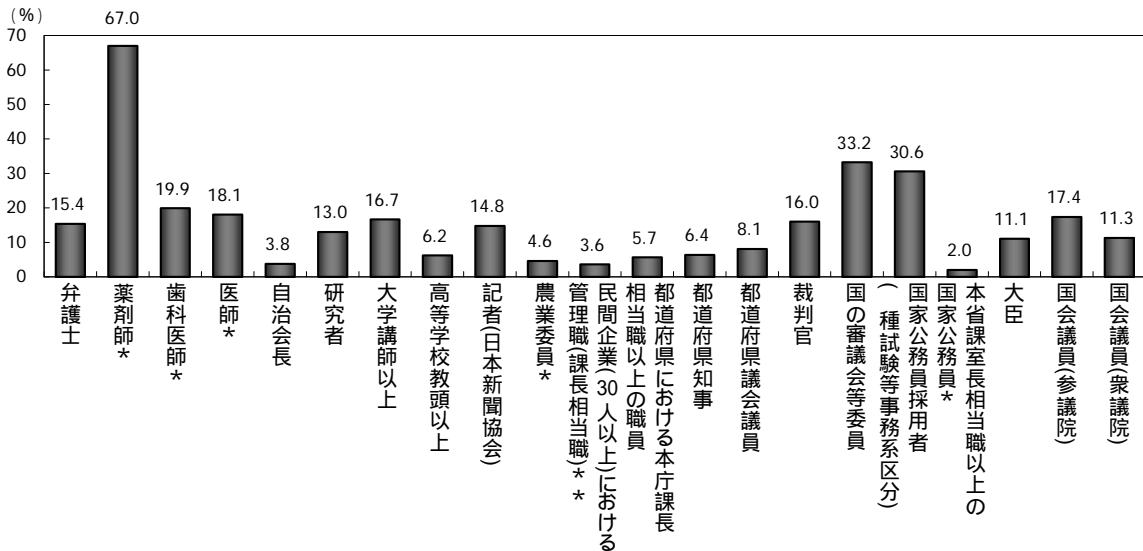
図7
地方議会議員に占める女性割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

各分野における指導的地位に占める女性の割合は、内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」によると、依然として低い水準にあり、女性の政治や経済への参画の程度を示すジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は、2009(平成 21)年は 109 か国中 57 位と、国際的に見ても低い水準にとどまっており、女性の参画はまだ十分に進んでいるとはいえない状況です(図 8)。

図 8 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合(全国)



原則平成 21 年、ただし*は平成 20 年、**は平成 18 年のデータ
資料：内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」

用語解説

【ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM: Gender Empowerment Measure)】

国連開発計画 (UNDP) による指数で、女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参画できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

(参考)

【人間開発指数 (HDI: Human Development Index)】

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、平均寿命、教育水準 (成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国内総生産を用いて算出している。

日本はHDIが測定可能な182か国中10位であり世界の中でも高い水準にあるのに対し、GEMは測定可能な109か国中57位にとどまっている。これは、日本においては、人間開発の達成度では実績を挙げているが、国際的にみて男女の格差が大きく、女性が政治・経済活動や、意思決定に参画する機会が不十分であることを意味している。

(2) 就業

平成 21 年の本県の 15 歳以上人口に占める労働力人口比率は、女性が 51.3%、男性が 75.1%となっています（表 1）。

表1 労働力人口(15歳以上人口)(愛知県)

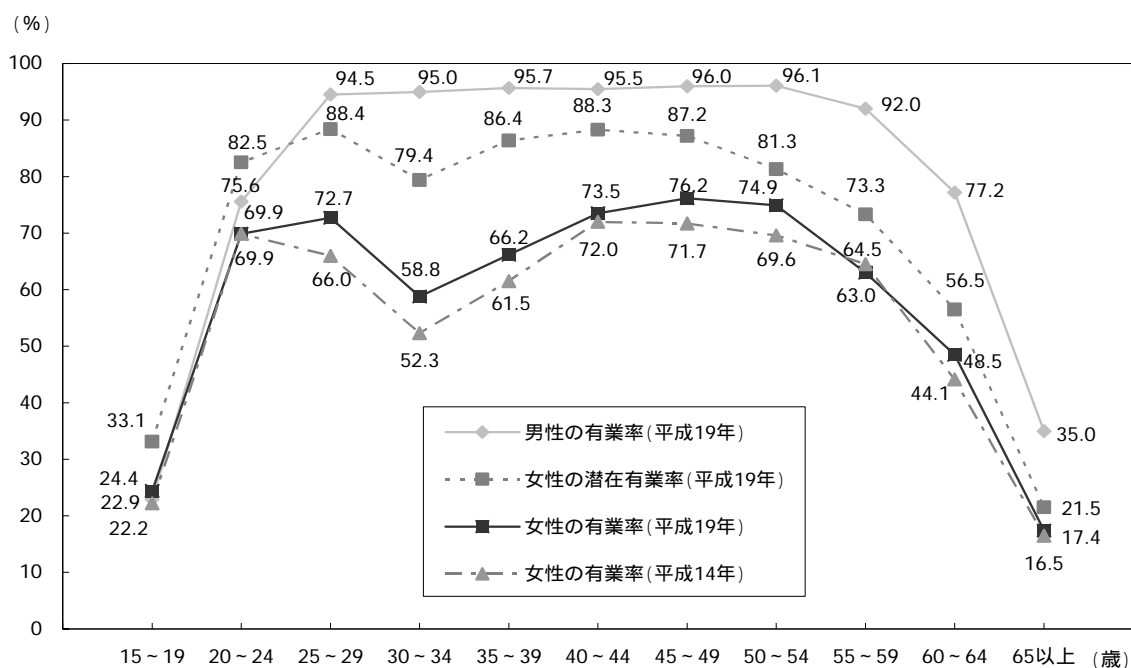
	15歳以上人口(千人)					労働力人口比率(%)	完全失業率(%)
	総数	労働力人口			非労働力人口		
		総数	就業者	完全失業者			
女性	3,162	1,621	1,545	76	1,540	51.3	4.7
男性	3,171	2,380	2,273	107	791	75.1	4.5

資料：県民生活部「あいちの就業状況」

また、総務省「就業構造基本調査」によると、平成 19 年の年齢階級別の有業率は、男性は台形を描くのに対し、女性は 30 代前半を底とする M 字カーブを描いています。平成 14 年と比較すると M 字カーブの底は上昇しているものの、依然として出産・育児を機に就業を中断する女性が多いことがうかがわれます。

しかし、有業率に就業希望率を加えて求めた潜在有業率を見ると、M 字カーブの底は浅く、台形に近くなっており、就業を希望しながら働くことができない女性が多いことがうかがわれます（図 9）。

図9 年齢階級別有業率(愛知県)



資料：総務省「就業構造基本調査」

総務省「平成 17 年国勢調査」によると、本県は女性の労働力率は全国 7 位、男性の労働力率は全国 1 位と高くなっていますが、出産・育児期である 30 歳台の女性の労働力率は、全国順位は低く、出産・育児期に離職するケースが多いと考えられます。全国的に見ると、3 世代同居率の高い県は、共働き世帯率が高く、女性の労働力率や 30 歳台の労働力率が高い傾向が見られます。逆に、3 世代同居率の低い県は、出産・育児期の女性の労働力率が低くなる傾向が見られます(表 2)

また、本県では年間総実労働時間が全国より長い傾向にあり、女性が出産・育児期に働き続けるためには、長時間労働を是正し、働き方の見直しを進めるとともに、多様な働き方に応じた就業支援や保育環境の整備が重要と考えられます。

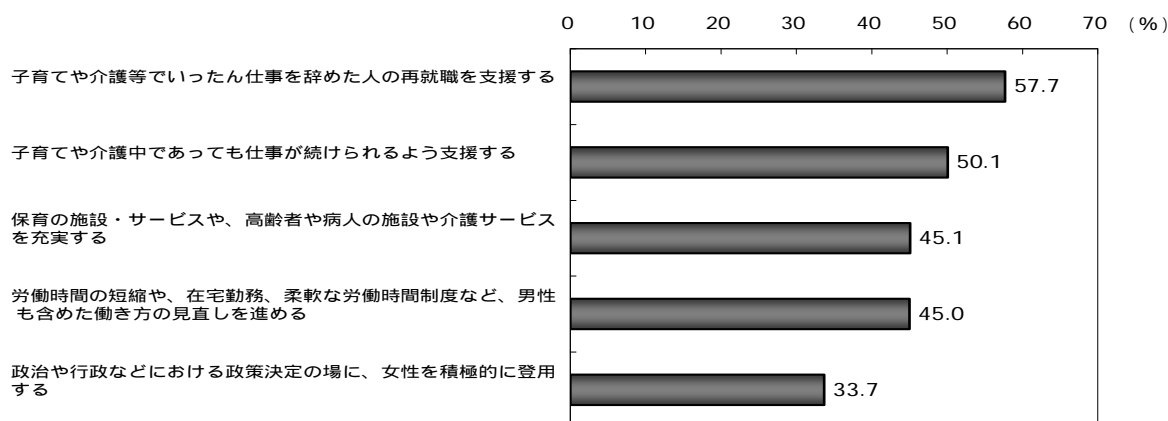
表 2 労働力率、共働き世帯率、3 世代同居率

	労働力率 (%)								共働き世帯率		3 世代同居率	
	女性	順位	女性うち 30～34歳台	順位	女性うち 35～39歳台	順位	男性	順位	(%)	順位	(%)	順位
山形県	50.8	12	77.2	1	79.2	1	73.8	29	57.8	2	24.9	1
東京都	49.8	20	64.5	28	60.3	40	77.7	3	40.3	41	3.1	47
福井県	53.5	1	72.9	9	76.8	3	75.6	14	58.2	1	20.2	2
愛知県	51.5	7	60.2	40	63.5	35	78.3	1	46.8	27	9.0	31
全国	48.8	-	63.4	-	63.7	-	75.3	-	44.4	-	8.6	-

資料：総務省「平成 17 年国勢調査」

平成 20 年度県民意識調査においても、男女共同参画社会を推進していくために行政に期待する役割として、育児等を機に離職した人の再就職支援や、育児中等であっても働き続けられる環境の整備や、保育サービスの充実、働き方の見直しなどが求められています(図 10)。

図 10 男女共同参画社会を推進していくために、行政に期待する役割【上位 5 項目】(複数回答)



資料：県民生活部「平成 20 年度県民意識調査」

(3) 家庭生活

「平成 20 年度県民意識調査」によると、家庭における家事分担について、「妻」と回答した人の割合は、高い順に「食事のしたく」、「洗濯」、「食事の後かたづけ・食器洗い」、「家計の管理」、「掃除」、「買い物」、「介護」となっています。「夫婦」と回答した人の割合は「子育て」では高くなっていますが、「子育て」以外の家事等のほとんどを妻が分担しており、女性の負担が多いことがうかがわれます（図 11 - 1）。

また、夫婦の就業状況別でみると、「子育て」、「介護」以外の家事は、妻の就業に関わらず、妻の負担が多くなっています（図 11 - 2）。

図 11 - 1 家庭における家事分担【総数】

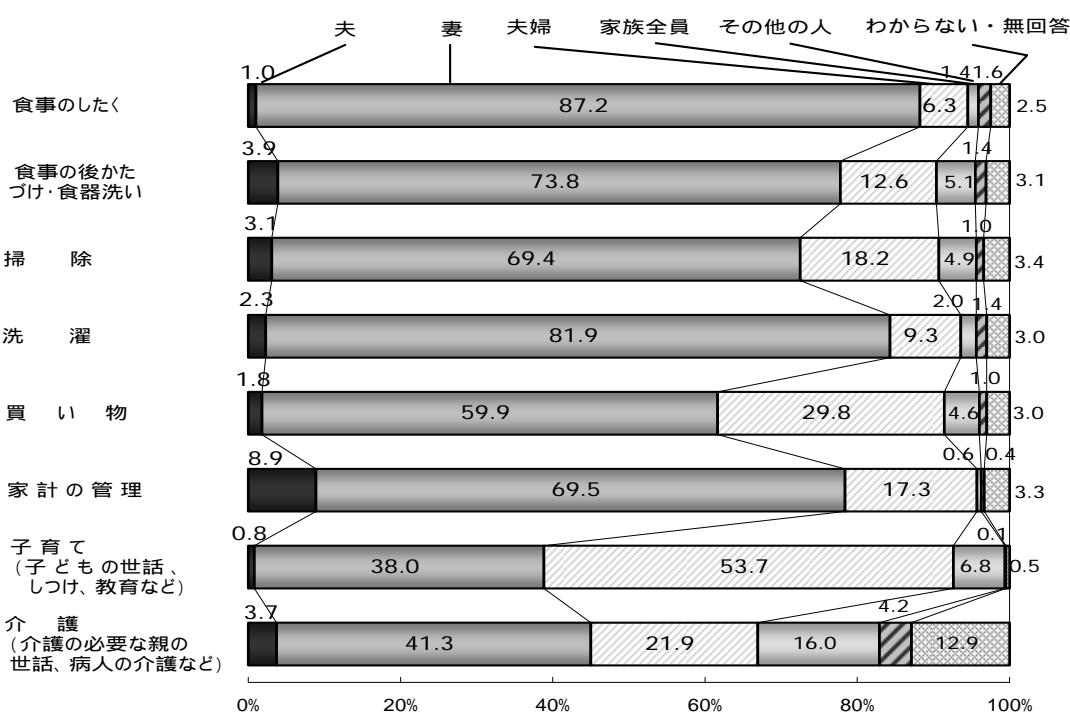
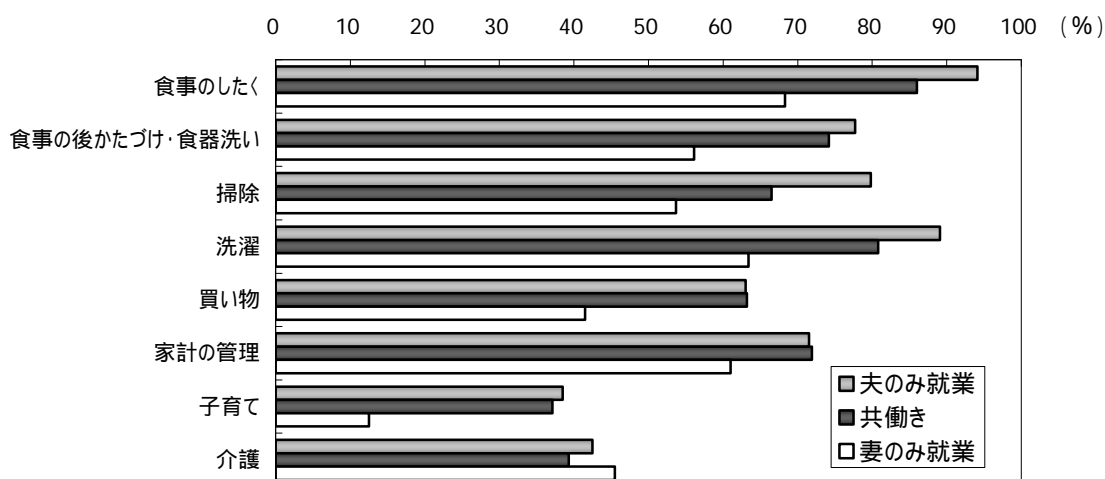


図 11 - 2 家庭における家事分担について「妻」と回答した人の割合【夫婦の就業状況別】



資料：県民生活部「平成 20 年度県民意識調査」

(4) 地域活動

「平成 20 年度県民意識調査」によると、「地域活動への参加経験がある」（「現在参加している」+「かつて参加していたが現在は中止している」以下同じ）と回答した人の割合は、男性より女性の方が高くなっています（図 12 - 1）。

性・年齢別に見ると、「地域活動への参加経験がある」と回答した人の割合は、男女とも中高年層で高く、若年層では低くなっています。また、働き盛り世代の男性の参加率が低い傾向にあり、家庭にいる時間が参加率に大きく影響していることがうかがわれます（図 12 - 2）。

図 12 - 1 地域活動への参加経験【総数、性別】

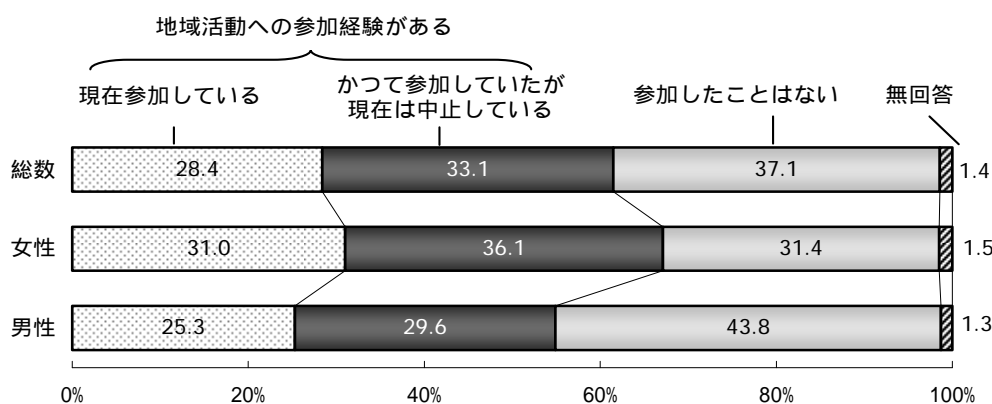
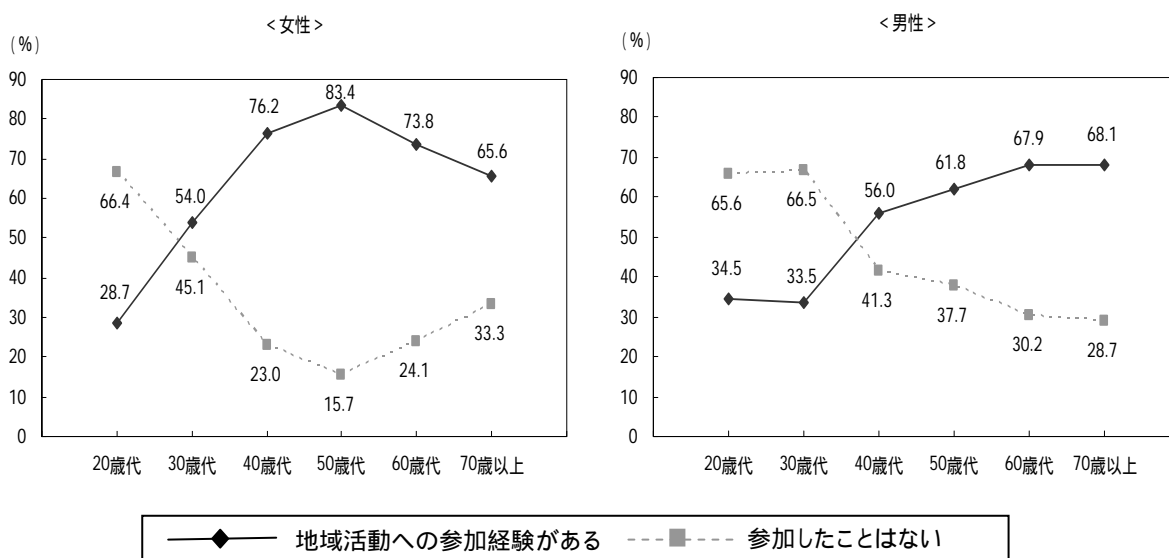


図 12 - 2 地域活動への参加経験【性・年齢別】

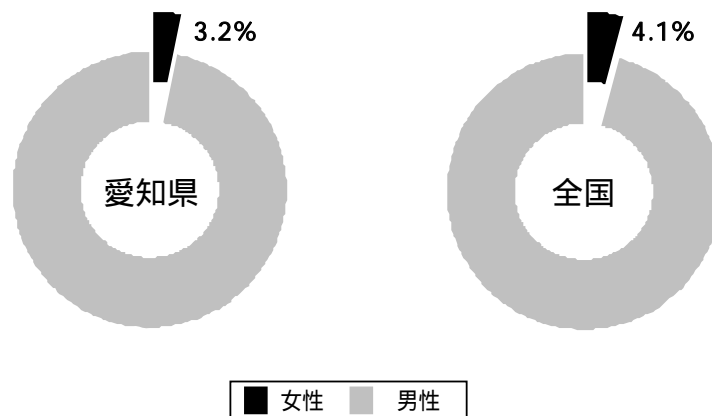


無回答があるため合計は 100 にならない。

資料：県民生活部「平成 20 年度県民意識調査」

しかし、女性が地域活動の実質的な担い手となっているにもかかわらず、本県の自治会長に占める女性割合は全国と比較しても低く、地域活動における方針決定過程への女性の参画は十分には進んでいない状況となっています（図 13）。

図 13 自治会長に占める女性割合

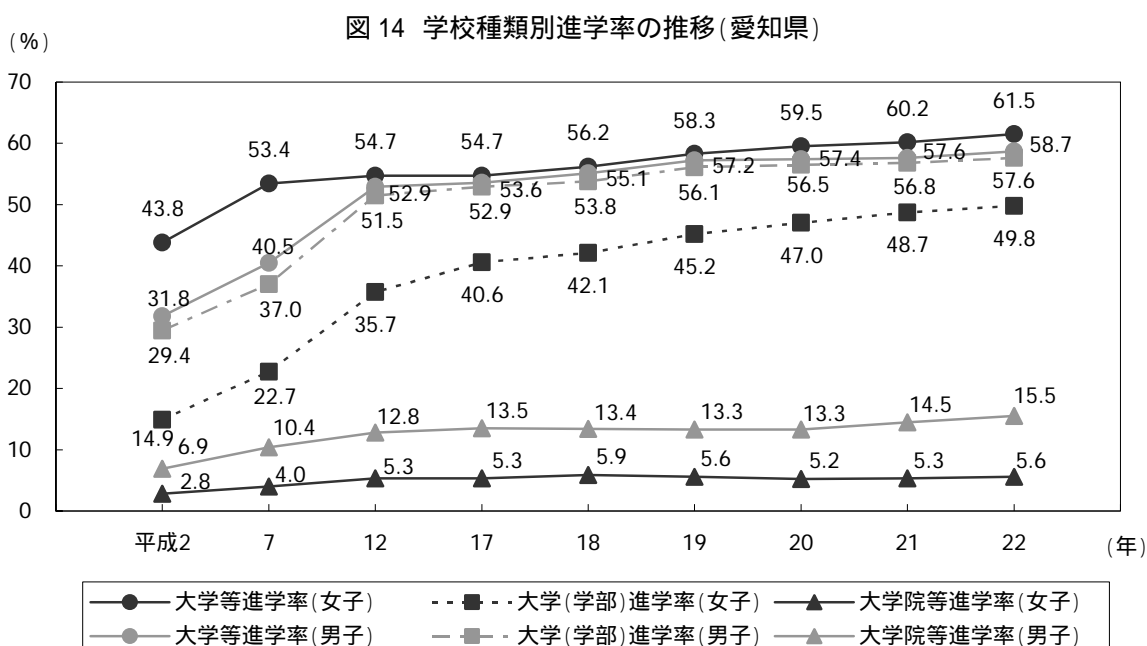


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 22 年度）」

(5) 学校教育

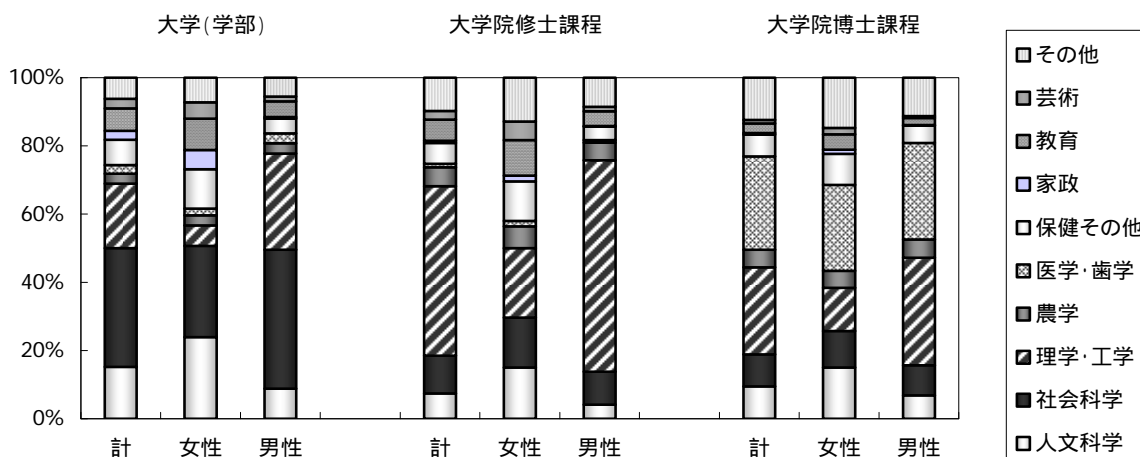
文部科学省「学校基本調査」によると、本県の平成22年3月高等学校卒業者の大学・短期大学への進学率は、女子61.5%、男子58.7%と、女子の割合が男子を3ポイント近く上回っています。しかし、大学(学部)への進学率を見ると、女子49.8%、男子57.6%となっており、男子が女子を8ポイント近く上回っています。また、大学院への進学率も、男女ともに年々上昇していますが、男子が女子を10ポイント近く上回っています(図14)。

また、専攻分野を見ると、大学(学部)、大学院ともに、女子学生は、男子学生と比較して、人文科学を専攻する学生の割合が高く、理学・工学を専攻する学生の割合が低くなっており、男女で専攻分野の偏りが見られます(図15)。



資料：文部科学省「学校基本調査」

図15 大学の関係学科・専攻分野別学生の構成(全国)



資料：文部科学省「平成22年度学校基本調査」

3 男女共同参画をめぐる社会の状況

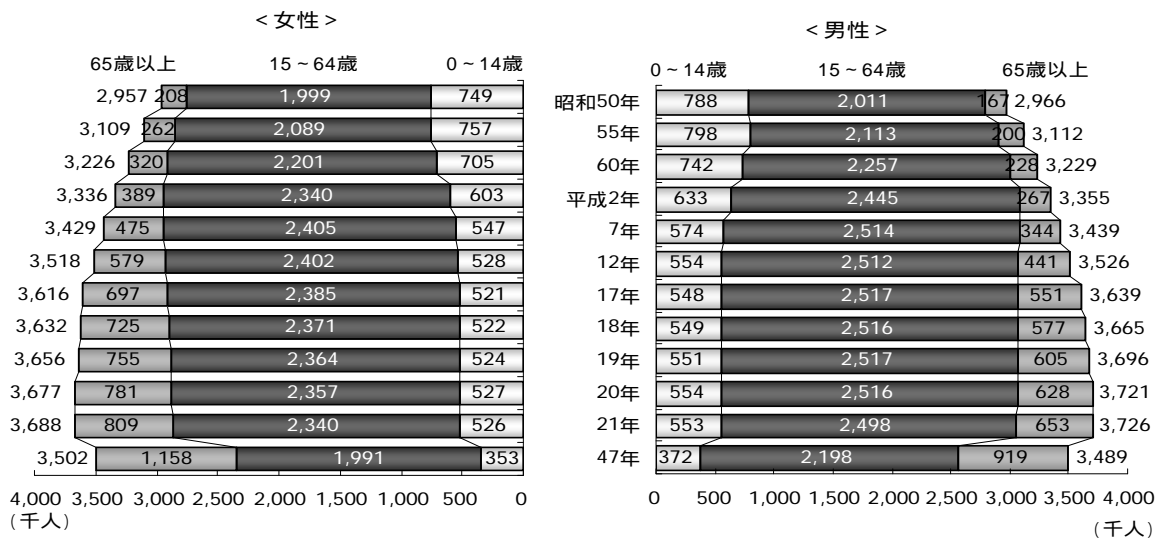
(1) 少子高齢化の進行

平成 21 年 10 月 1 日現在の本県の人口は、女性が 3,687,635 人、男性が 3,726,463 人で、女性より男性の方が多くなっています。しかし、年齢 3 区分別に見ると、高齢人口（65 歳以上）では逆に女性が男性を大きく上回っています。また、男女とも高齢人口（65 歳以上）は年々増加しています（図 16）。

また、合計特殊出生率は、全国と同様に、ここ数年は緩やかに上昇していましたが、平成 21 年は前年と同率となり、少子化傾向が続いています（図 17）。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、少子高齢化は今後さらに進行し、平成 47 年の人口は、女性が 3,502,000 人、男性が 3,489,000 人に減少し、男性より女性の方が多くなる見込みです。年齢 3 区分別に見ると、高齢人口（65 歳以上）は増加し、年少人口（0～15 歳）及び労働力の中心となる生産年齢人口（15～64 歳）は減少する見込みです（図 16）。

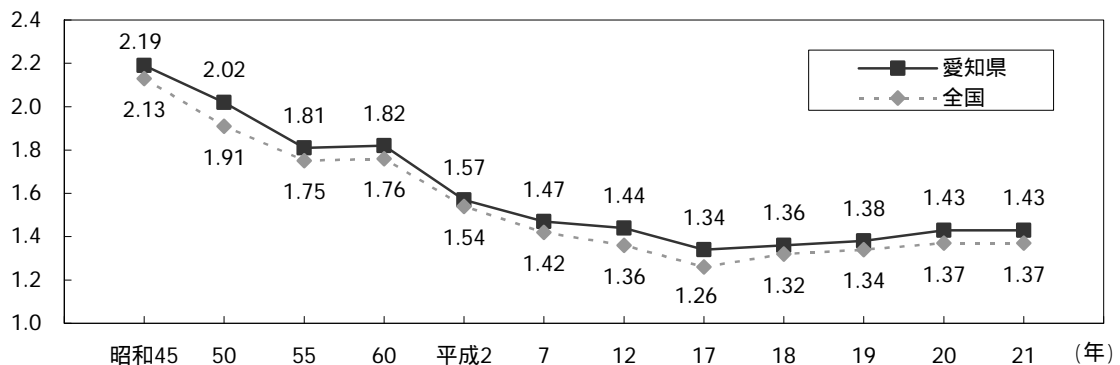
図 16 年齢 3 区分別人口の推移（愛知県）



年齢不詳があるため、年齢別の合計は総数と同一にならない。

資料：昭和 50 年～平成 17 年は総務省「国勢調査」、平成 18～21 年は県民生活部「あいちの人口」、平成 47 年は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成 19 年 5 月推計)」

図 17 合計特殊出生率の推移

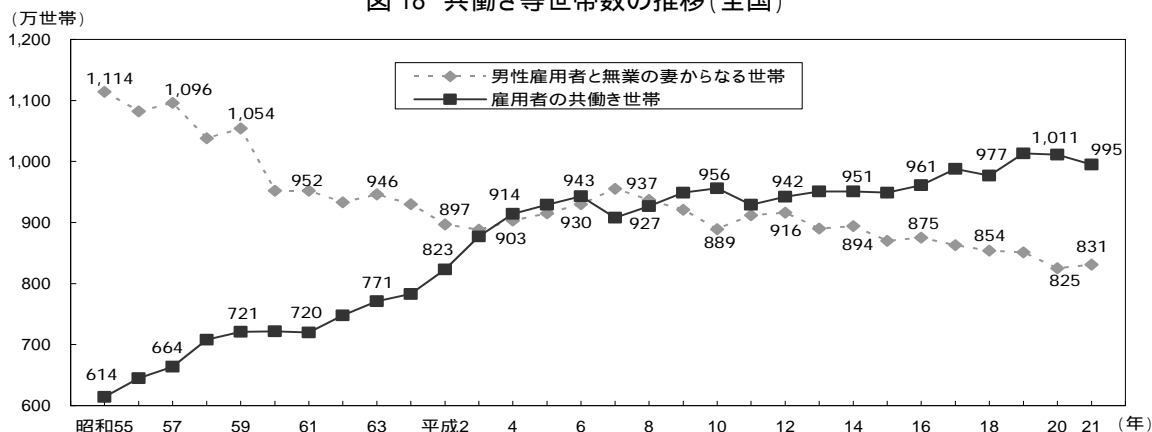


資料：県健康福祉部「平成 21 年愛知県の人口動態統計の概況」

(2) 就業をめぐる状況

内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」によると、昭和 55 年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成 9 年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っており、既婚女性の就業が増加しています（図 18）。

図 18 共働き等世帯数の推移(全国)

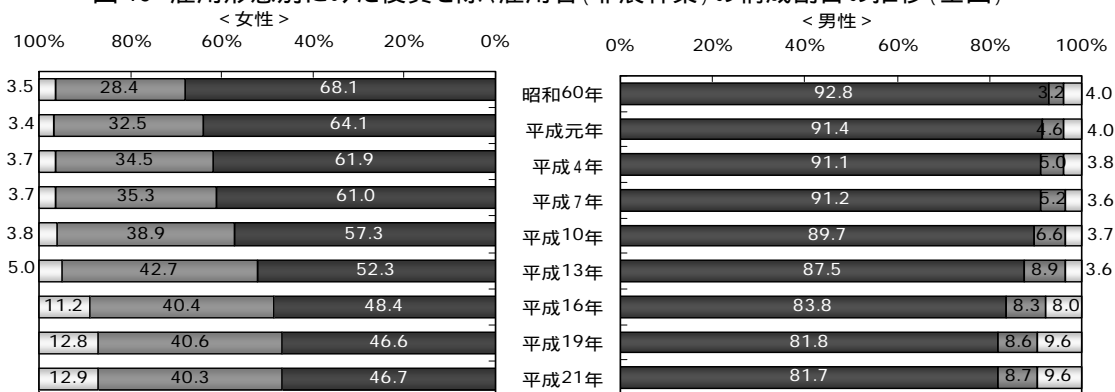


- (備考) 1. 昭和 55 年から平成 13 年は「労働力調査特別調査」(各年 2 月。ただし、昭和 55 年から 57 年は各年 3 月)、14 年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

資料：内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」

雇用者の雇用形態を見ると、男女ともに、パート・アルバイト、派遣社員などの非正規雇用者の割合が年々増加しており、特に女性は、平成 16 年以降、雇用者の過半数を非正規雇用が占めています（図 19）。非正規雇用をめぐる状況は、平成 20 年秋の世界的金融危機に端を発する社会経済情勢の悪化に伴い、非正規労働者の解雇や雇い止めの数が増加するなど厳しさを増しています。

図 19 雇用形態別にみた役員を除く雇用者(非農林業)の構成割合の推移(全国)



■ 正規の職員・従業員 □ パート・アルバイト □ その他(労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他)

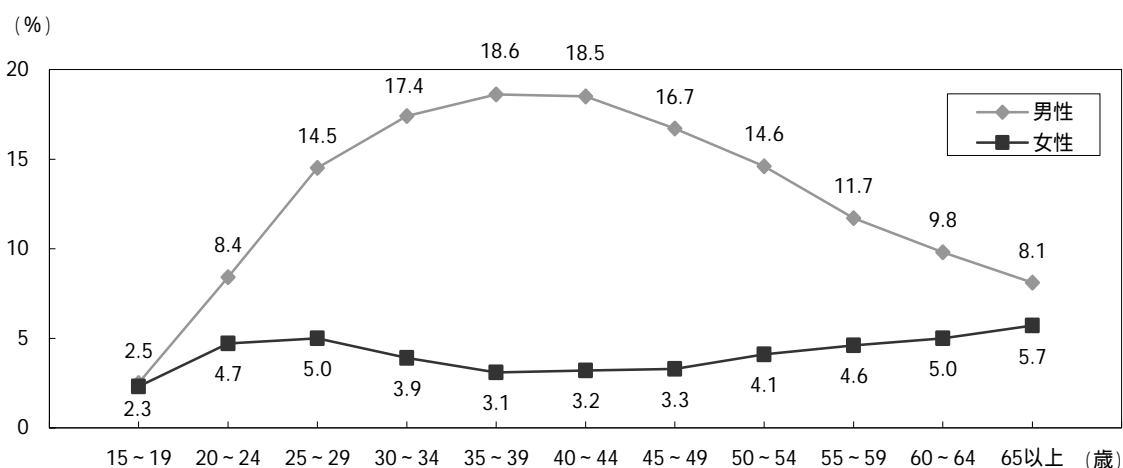
(備考) 昭和 60 年から平成 13 年は「労働力調査特別調査」(各年 2 月)より、16 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。

資料：内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

総務省「平成 21 年労働力調査」によると、週労働時間が 60 時間以上である人の割合は、すべての年代で女性よりも男性の方が高くなっており、男性の長時間労働の実態がうかがわれます。また、長時間労働は、特に子育て世代にあたる 30 代、40 代の男性に多く見られ、男性の育児への参画を困難にする一因となっていると考えられます（図 20）。

図 20 週労働時間が 60 時間以上の就業者の割合(全国)



資料：総務省「平成 21 年労働力調査」

また、厚生労働省「雇用均等基本調査」によると、男性の育児休業取得率は、平成 21 年度に 1.72% となり、過去最高となったものの、依然として低い水準にとどまっています。一方、女性の育児休業取得率は、平成 21 年度は前年度より減少したものの、平成 20 年度までは一貫して増加しています（表 3）。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所「第 13 回出生動向基本調査」によれば、出産前後に継続して就業している女性の割合は 20 年間ほとんど変化しておらず、出産に伴って退職してしまう女性が依然として多いことがうかがわれます（図 21）。

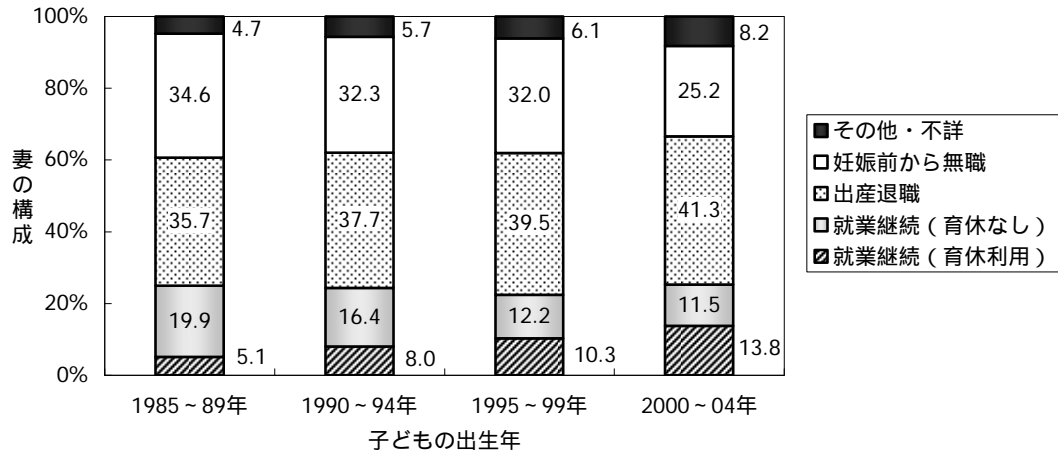
表 3 育児休業取得率の推移(全国)

(%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
女性	70.6	72.3	88.5	89.7	90.6	85.6
男性	0.56	0.50	0.57	1.56	1.23	1.72

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、ただし平成 16～18 年度は「女性雇用管理基本調査」

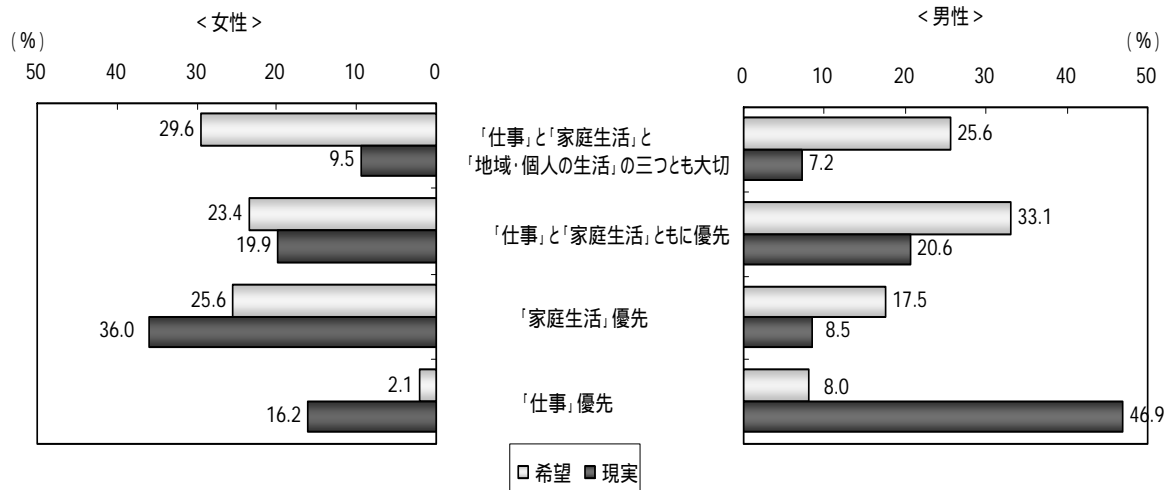
図 21 子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」

また、「平成20年度県民意識調査」によると、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方」について、男女ともに、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活の三つとも大切にしたい」、「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考えている人は多いものの、現実には、女性は「家庭生活を優先している」と回答した人の割合が高く、男性は「仕事を優先している」と回答した人の割合が高くなっており、希望と現実にはギャップが生じています(図22)。

図 22 仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方



資料：県県民生活部「平成20年度県民意識調査」

(4) 生活困難の実態

平成 21 年に、厚生労働省が、国民の中での低所得者の割合を示す相対的貧困率を初めて公表し、平成 19 年は 15.7%であり、OECD加盟 30 か国の中で 4 番目に高い数値であったことが分かっています。

内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」によると、相対的貧困率はほとんどの年齢層で男性より女性の方が高くなっており、世帯類型別では、特に、高齢単身女性や母子世帯の女性やその子どもで高くなっています(図 23 - 1、23 - 2)。

女性は育児や介護などで就業を中断しやすいことや、相対的に低収入で雇用が不安定な非正規雇用につきやすいこと、また、このような働き方の結果、高齢期の年金水準が低くなりがちであることが影響していると考えられます。固定的性別役割分担意識のもと、これまで表面化しにくくなっていましたが、未婚や離婚が増加し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中、女性が貧困に陥るリスクが高まっています。

図 23 - 1 男女別・年齢階層別相対的貧困率(全国)

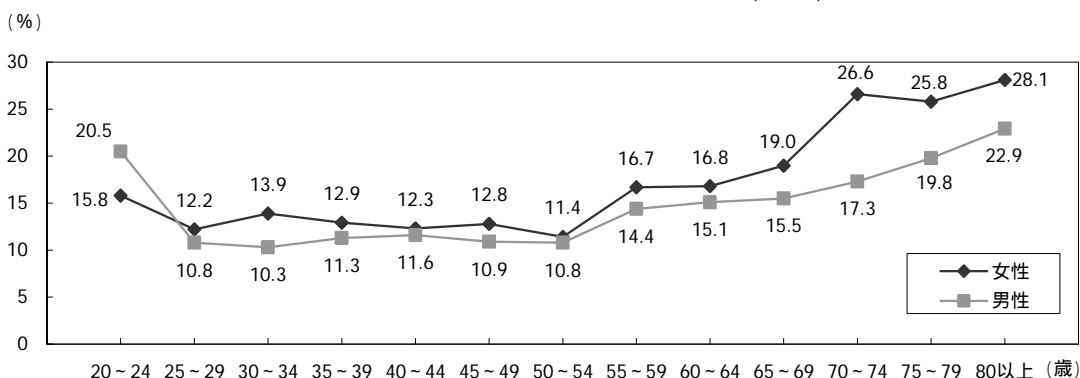
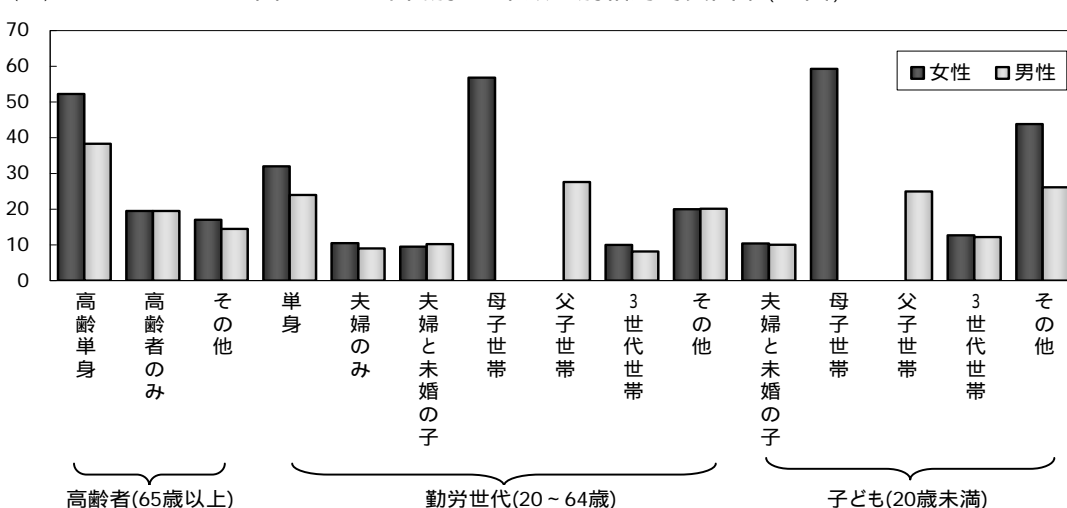


図 23 - 2 年代別・世帯類型別相対的貧困率(全国)



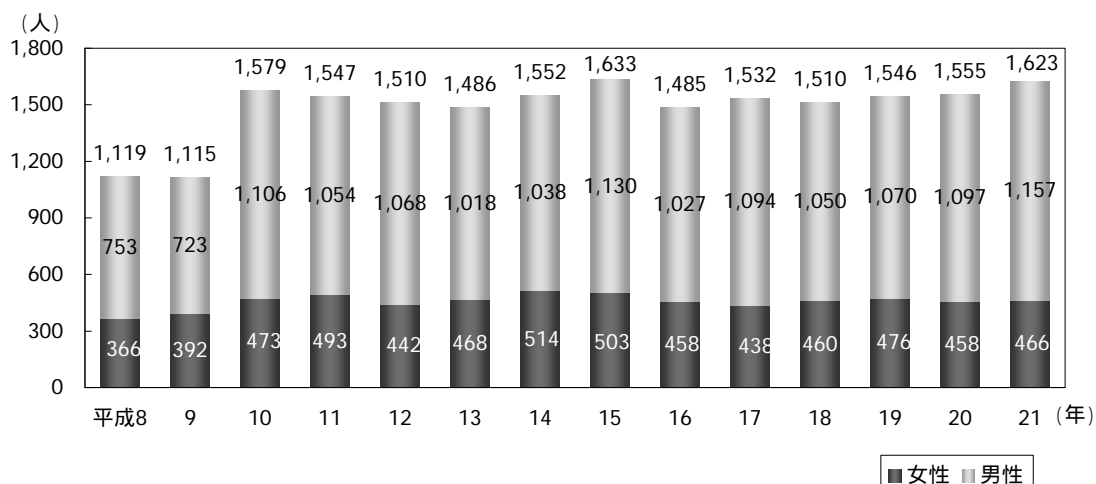
- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年)を基に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。
 2. 父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。
 3. 母子世帯、父子世帯の子ども(20歳未満)は男女別ではなく、男女合計値。
 4. 高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯。

資料: 内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」

一方、男性特有の状況として、内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」によると、父子世帯や高齢単身男性が地域で孤立しがちである傾向や、「男性が主に稼ぐべきもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーが、男性を困難な状況に追い込んでおり、例えば、男性で「経済・生活問題」を原因・動機とする自殺が多いことなども、男性役割のプレッシャーの影響であるとの指摘があります。

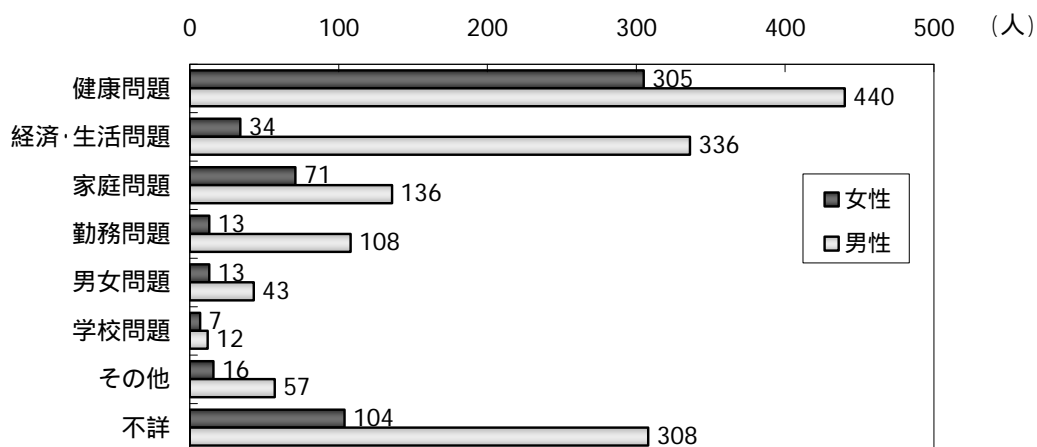
本県の自殺者数を見ると、平成 10 年以降、1,500 人前後で推移している自殺者の約 7 割が男性であり、また、自殺に至った原因・動機を見ると、「経済・生活問題」による自殺は、男性が女性の約 10 倍と男女間の差が大きくなっています。（図 24、図 25）

図 24 自殺者数の推移(愛知県)



資料：平成 20 年以降は県健康福祉部、それ以外は県警察本部

図 25 自殺に至った原因・動機(平成 21 年・愛知県)

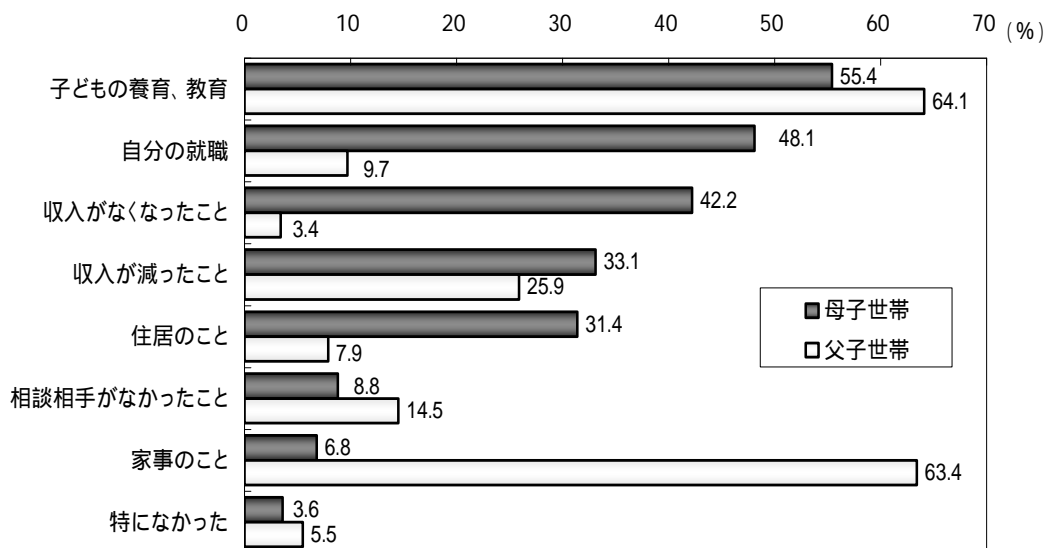


原因・動機特定者は女性 362 人、男性 849 人。自殺統計原票は複数の原因・動機（3 つまで）を計上しているため、原因・動機特定者の数と合計は一致しない。

資料：県健康福祉部

また、「平成 20 年度母子家庭等実態調査」によれば、母子・父子世帯になって困ったことは、母子・父子ともに「子どもの養育、教育」と回答した人の割合が最も高くなっていますが、母子世帯では、「自分の就職」、「収入がなくなったこと」、父子世帯では「家事のこと」と回答した人の割合も高くなっており、男女で困難の状況が異なることがうかがわれます（図 26）。

図 26 母子・父子世帯になって困ったこと(愛知県) (複数回答)



資料：県健康福祉部「平成 20 年度母子家庭等実態調査」

用語解説

【相対的貧困率】

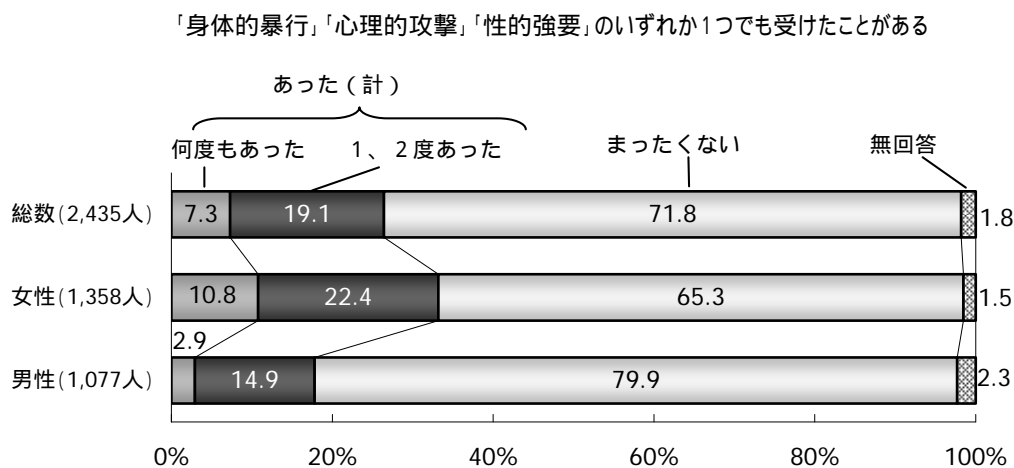
等価可処分所得（収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付を加えた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。）の中央値の 50%未満の所得の人口が全人口に占める割合。

(5) 配偶者等からの暴力の実態

内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」によると、「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）を、「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれか 1 つでも受けたことがあると回答した人の割合は、男性より女性の方が高くなっています（図 27）。

また、平成 21 年中に検挙した配偶者間における殺人、傷害、暴行の 92.4% が、女性が被害者となった事件であり、DV の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっています（図 28）。

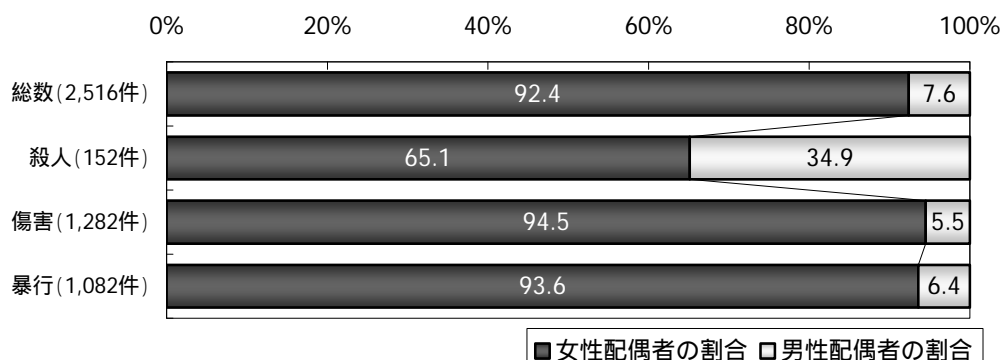
図 27 配偶者からの被害経験(全国)



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 20 年)より作成。
 2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 3. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

資料：内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」

図 28 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数の割合)(全国)



(備考) 警察庁資料より作成。

資料：内閣府「平成 22 年版男女共同参画白書」

DVは、平成13年4月の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV防止法という。）の成立を機に、被害者を支援する体制の整備が図られています。本県でも、ウィルあいちや愛知県女性相談センターを中心に、DV被害者に対する電話相談や面接相談を実施していますが、相談件数はDV防止法が成立した平成13年と比較すると2倍以上に増加しています。

また、愛知県女性相談センターは、平成14年4月から、配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、相談業務とあわせて、一時保護の実施や保護命令の申立の援助などを行っています（表4）。

表4 DV相談、一時保護件数の推移（愛知県）

（件）

			13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
相談	ウィルあいち	電話相談	320	425	445	435	377	394	365	427	355
		面接相談	85	225	220	97	134	158	168	198	172
	愛知県女性 相談センター	電話相談	277	425	414	466	475	583	741	901	1,082
		面接相談	629	806	767	1,080	887	811	803	999	1,096
	計		1,311	1,881	1,846	2,078	1,873	1,946	2,077	2,525	2,705
一時保護			112	143	160	191	190	195	189	246	280

資料：県民生活部、県健康福祉部

DV被害者は身体的・精神的被害に加えて、加害者からの追跡を怖れて住民票を移せないことや、離婚等に伴う裁判や調停に多大なエネルギーと時間を要すること、配偶者に生計を依存していた場合には、当面の生活をするために必要なお金がないことや、新たな住まいや就業先を見つけることが難しいことなど、様々な困難な状況に置かれるため、DV被害者が、心身ともに回復し、自立することを難しくしています。

用語解説

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。法律上は「配偶者からの暴力」という言葉を使用し、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含む。

用語解説

【配偶者暴力相談支援センター】

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、平成 19 年のDV防止法の改正により、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすることが努力義務となった。

配偶者暴力相談支援センターの具体的な業務は、

相談や相談機関の紹介

カウンセリング

被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（ただし、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっている）

自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助

被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

【保護命令】

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。

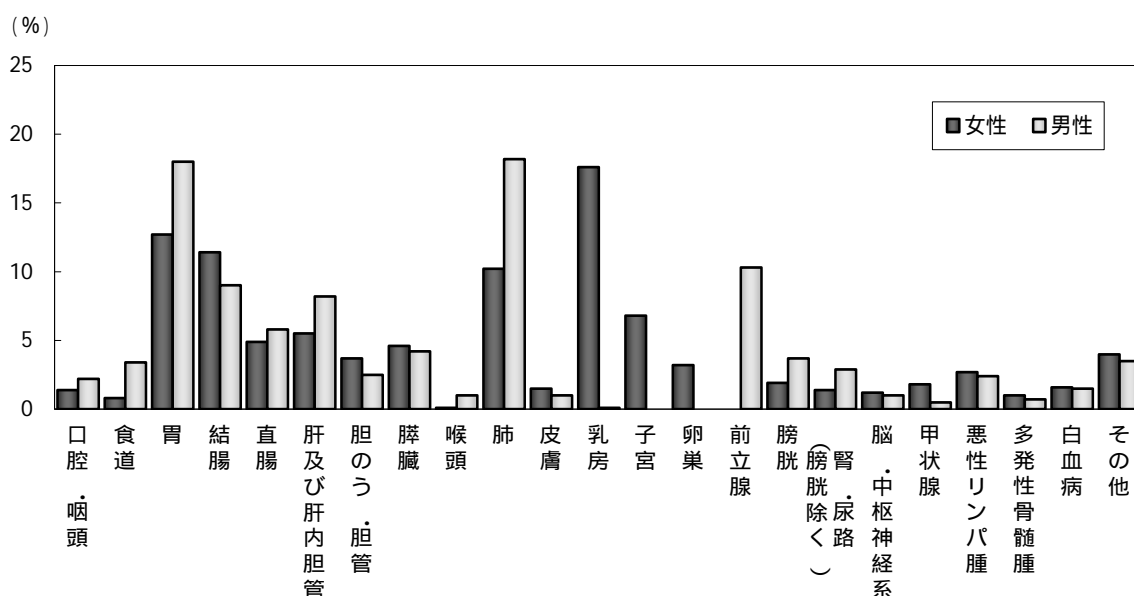
(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。

(6) 健康をめぐる状況

病気の罹患状況には男女間で差があり、男女の身体的構造の違いは勿論のこと、食習慣、運動習慣、労働時間、ストレス、喫煙・飲酒の状況など生活習慣の違いも影響していると考えられます。

例えば、「愛知県がん登録」によると、がん罹患した人のうち、女性では「乳がん」にかかった人が最も多いのに対し、男性では「肺がん」、「胃がん」にかかった人が多くなっています。また、女性特有のがんとして「子宮がん」、男性特有のがんとして「前立腺がん」があります（図 29）。

図 29 がんの部位内訳(愛知県)



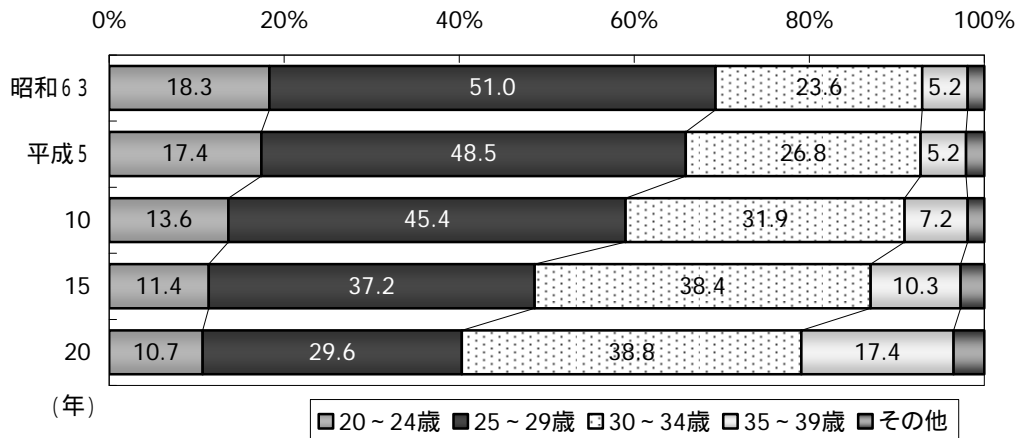
集計期間は、罹患年月日が平成 17 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間。

集計時期は平成 21 年 6 月 30 日。

資料：県健康福祉部「愛知県がん登録」

また、特に女性は、妊娠・出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題が存在します。本県では、女性が安心して安全に妊娠・出産できるよう、周産期医療協議会を中心に、総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターを指定又は認定し、そのネットワークを活用し、ハイリスクな妊娠・出産から新生児に至る高度で専門的な医療を提供する周産期医療体制を整備していますが、近年の晩婚化傾向等により出産年齢が上昇しており、ハイリスクな妊娠・出産の可能性のある妊婦が増加しています（図 30）。

図 30 出生児の母の年齢階級別割合の推移(愛知県)



資料：県健康福祉部「愛知県衛生年報」

また、妊娠・出産をめぐるには、妊娠を希望しながらも不妊に悩むケースや、望まない妊娠による人工妊娠中絶などの問題があります。特に、性の問題に対する正しい知識の不足や、性情報の氾濫、性の商品化などにより、10代を含む若い世代の間で、性に関する意識が多様化しており、望まない妊娠や性感染症の問題が発生しています。性感染症は、HIV/エイズや、HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染が主な原因となる子宮頸がんなど、健康に甚大な影響を及ぼすものがあります。

用語解説

【周産期】

出産を中心とする妊娠後期から新生児早期までの期間。世界保健機関(WHO)のICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10版)では、妊娠22週から出産後7日未満とされる。

【総合周産期母子医療センター】

相当規模の母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等を提供できる医療施設。

【地域周産期母子医療センター】

産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を提供できる医療施設。

第3章 基本的施策と具体的な取組の方向

重点目標 男女共同参画社会に向けての意識改革

基本的施策 1 男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会を実現する上で、大きな障害の一つとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っており、職場、家庭、地域などあらゆる場における慣習や慣行の中には、このような意識を前提としたものがいまだ多く見受けられます。

男女共同参画社会を実現するため、一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識を見直し、職場、家庭、地域などあらゆる場において、男女が共に責任を分担しながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を活かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解し、男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、意識啓発や情報提供を行っていきます。

具体的な取組の方向

（男女共同参画に関する広報・啓発の推進）

各種啓発資料を作成し、県の「男女共同参画月間」である 10 月を始めとする各種の機会を通じて、市町村、関係団体、関係機関などとも連携して、男女共同参画に関する県民の認識を深めるための広報・啓発活動を推進していきます。

（男女共同参画に関する情報の収集・提供）

ウィルあいちの情報ライブラリーを中心に、男女共同参画を推進する上で参考となる資料の収集・提供を行うほか、男女共同参画に関する県や市町村の施策の実施状況、国の取組や国際的な動向などの情報を収集し、インターネットや情報誌など多様なメディアを通じて、広く県民に情報提供を行っていきます。

また、県における調査の実施や統計情報等の収集にあたっては、男女共同参画の推進状況を把握するため、可能な限り、男女別のデータの収集に努めます。

（男女共同参画の視点に立った公的広報の推進）

県や市町村など公的機関が作成する広報・出版物について、性別によってイメージを固定した表現や、女性の性的側面を強調した表現などにならないよう心がけ、男女共同参画の視点を取り入れたものとするよう、県や市町村の職員への周知を図ります。

（男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し）

職場・家庭・地域などにおいて、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる性差別や固定的性別役割分担意識に基づくことがないよう、慣習・慣行の見直しについて広く呼びかけを行っていきます。

また、県民から、性別による差別的取り扱いなど男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出を受けた場合には、男女共同参画相談委員がその内容を調査し、公平・中立な立場から必要な助言を行います。

（男女共同参画を推進する教育・学習の充実）

あらゆる世代の男女が、生涯にわたって、男女共同参画の視点や、自立し、社会参画していくために必要な能力を高めていくことができるよう、講座の開催などによる学習の機会や学習に関する情報、学習成果の発表の場を提供していきます。

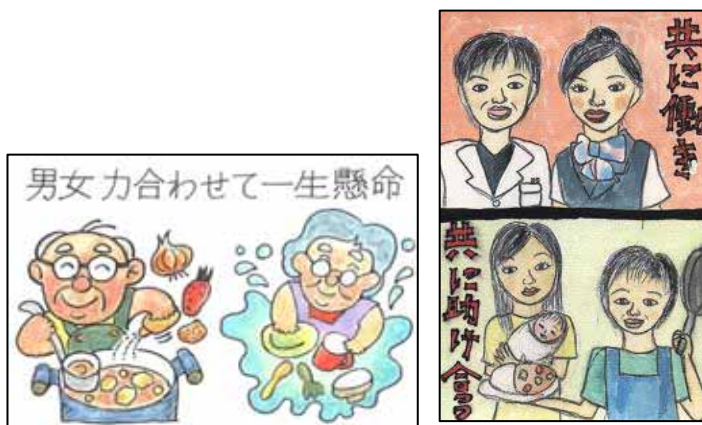
数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）人の割合	20	40%	27	50%
ウィルあいち情報ライブラリーの利用者数	21	108,307人	27	118,000人
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女平等であると感じる人の割合	20	10.9%	27	増加

用語解説

【ウィルあいち情報ライブラリー】

62 ページ参照。



「はがき1枚からの男女共同参画」最優秀作品より

基本的施策2 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の形成は、女性だけの課題ではなく、男性にとっても重要な課題です。しかし、固定的性別役割分担意識を持つ人は、女性よりも男性の方が多く、また、家庭生活・地域活動への男性の参画は、長時間労働などの影響により、まだ十分には進んでいないのが現状です。

男女共同参画社会が実現すれば、誰もが、固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を活かした多様な生き方を選択することが可能となり、また、職場、家庭、地域などあらゆる場面において、男女が共に責任を分担しながら支え合うことができるようになるため、女性だけではなく、男性にとっても暮らしやすい社会となります。

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であることについての理解を深め、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれず、生き生きとした生活を送ることができるよう、男性の意識改革を推進していきます。

具体的な取組の方向

（男性を対象とする広報・啓発の推進）

男女共同参画の意義について、男性自身が理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域生活に積極的に参画できるよう、大学、企業、NPO、地域団体など多様な主体と連携し、男性を対象とした広報・啓発活動を推進していきます。

（男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進）

男性が家庭生活や地域生活に積極的に参画できるよう、「子育て応援の日（はぐみんデー）」の普及啓発やワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンなどの各種機会を通じて、企業における長時間労働の抑制など働き方の見直しや、育児・介護休業など仕事と生活の両立を支援する制度を男性が利用することに理解のある職場環境づくりを促進していきます。

（男性の育児参画の支援）

妊娠・出産・育児において父親に望まれる知識や、仕事と育児を両立する上で有効な制度などを紹介するとともに、父親と子どもが共に参加する行事を開催するなど、男性の育児への主体的な参画を支援していきます。

（高齢男性の地域活動への参画支援）

これまで仕事優先の生活を送りがちであった男性が、定年等により退職した後も、それまで培ってきた経験や知識を活かして地域活動に参画し、生きがいを持って生活することができるよう、地域にかかわるきっかけづくりや仲間づくり、学習の場や多様な世代との交流の場の提供などの支援をしていきます。

（メンタルヘルス相談の充実）

固定的性別役割分担意識に基づく男性役割のプレッシャーなどにより、仕事や経済的な悩みを抱えやすい男性が心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、保健所、精神保健福祉センターや労働者の相談窓口などにおけるメンタルヘルス相談の充実を図っていきます。

また、長時間労働の抑制や従業員のメンタルヘルス対策に取り組む中小企業を対象として講師派遣を行うなど、企業の取組を促進していきます。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）男性の割合	20	34.9%	27	45%
男性の1日あたりの家事関連時間（育児等含む）	18	35分	23	増加
県男性職員の育児参加休暇等の取得率	21	40.3%	26	70%

子どもの生まれる前後8週間における5日以上の子育てに係る休暇等（育児休業を含む。）

用語解説

【子育て応援の日（はぐみんデー）】

本県では毎月19日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とし、子育て家庭で、職場で、地域で、県民一人ひとりが子育てを支えていく取組を積極的に実施している。



「はがき1枚からの男女共同参画」最優秀作品より

基本的施策3 子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会を築いていくためには、次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性が狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるように、成長していくことが重要です。

子どもたちが、相手を思いやる心や男女平等の意識を育み、男女が協力して、家庭生活を築くことや社会へ参画していくことの重要性について理解を深めるとともに、固定的性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけていけるよう、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で取り組んでいきます。

具体的な取組の方向

（子どもを対象とする広報・啓発の推進）

子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるように、学校や関係機関などと連携し、様々な機会を通して、子どもたちにも分かりやすい広報・啓発活動を推進していきます。

（家庭教育の支援）

子どもの人格形成が行われる最初の間である家庭において、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような子どもの人格形成が図られるよう、家庭教育について学習する機会や情報の提供、相談体制の充実など、地域や企業を含め社会全体で家庭教育を支援していきます。

（学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践）

学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解、協力についての意識を育て、実践的態度を育成できるよう指導の充実を図ります。

（キャリア教育の推進）

固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会性や勤労観・職業観を育み、主体的に進路選択できる力を身につけることができるよう、小学校、中学校、高等学校の各段階において、産業界等とも連携しながら、職場体験やインターンシップなどの体験活動等を通じたキャリア教育を推進していきます。

（教職員に対する男女共同参画の理解の促進）

学校教育の場において子どもたちを指導する教職員が、男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、研修等の機会を通じた啓発を進めていきます。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
キャリア教育の年間指導計画を作成している学校の割合（小・中学校）			27	100%
インターンシップを実施する県立高等学校の割合	21	73.2%	27	100%

用語解説

【キャリア教育】

児童生徒一人ひとりのキャリア（個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積のこと）発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。端的には、児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育のこと。

【インターンシップ】

事業所などで数日間の就業体験を実施し、自己の職業適性や将来設計について考える機会を与える制度。



「はがき 1枚からの男女共同参画」最優秀作品より

重点目標 あらゆる分野への社会参画の促進

基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現に向けては、政策・方針決定過程への女性の参画がとりわけ重要ですが、政策・方針決定過程に占める女性の割合は国際的にみても低い水準にとどまっており、まだ十分に女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。

国においては、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標数値や諸外国の状況を踏まえて決定した「平成32(2020)年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標や、「国の審議会等委員について平成32(2020)年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とならない状態とする」という目標を設定し、その達成を目指して取り組んでいます。

県においても、国の目標を踏まえつつ、各分野の特性に応じた具体的な数値目標を設定し、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、女性自身が政策・方針決定過程に参画する意欲と能力を高め、また女性の参画の必要性について、社会全体が理解を深めていけるよう、取り組んでいきます。

具体的な取組の方向

（県の審議会等委員への女性の登用推進）

県の審議会等については、人口の半分を占める女性が委員として参画する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましいことから、「平成32年度末までに県全体として男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならない状態」を目指して、女性委員の登用を推進していきます。

このため、平成27年度末までの目標（37.5%）を設定し、毎年度定期的に達成状況を公表していくとともに、女性委員の登用率が30%未満の審議会等の解消に重点的に取り組んでいきます。

（県の管理職などへの女性の登用推進）

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けて、県が率先して、県職員及び教員の管理職等に占める女性の割合をさらに高めていきます。そのために、男女ともに幅広い分野の職務を経験させ、女性の職域の拡大を図るとともに、管理職にふさわしい人材の育成に努めます。

（企業・団体等における男女共同参画の取組への支援）

企業や団体など様々な主体に対して、固定的性別役割分担意識の解消とポジティブ・アクションの必要性についての理解を促進するとともに、県の施設の指定管理者の選定の際に、女性の管理職への登用など男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するほか、企業等に対するさらなる支援の方法を検討していきます。

（女性の人材育成・能力開発）

女性は、出産・育児等を理由に仕事をいったん中断することが多く、キャリアを積みにくい状況にあることから、女性が能力を発揮し、政策・方針決定過程へ参画する力をつけることができるよう、講座や研修などを通じて人材の育成を行います。

特に、市町村の審議会等委員に登用されうる女性人材を育成するため、市町村から推薦を受けた者を対象とするセミナーを引き続き実施していきます。

（女性のネットワーク形成の支援）

身近なロールモデルが存在しないため、能力がありながらも指導的地位への参画を女性自身が望まない場合があることも女性の参画が進まない一因となっていることから、女性の参画意欲の向上のため、同じ志を持つ女性同士のネットワークづくりを支援し、情報交換や学習の場を提供していきます。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
県の審議会等に占める女性委員の割合	21	34.9%	27	37.5%
県職員の管理監督者（知事部局・主査級以上）に占める女性の割合	22	18.6%	27	23%
学校における女性教員の管理部門への登用	22	30.3%	27	33%
市町村の審議会等に占める女性委員の割合	21	24.3%	27	30%

用語解説

【国連ナイロビ将来戦略勧告】

昭和 60 (1985) 年、ナイロビにおいて「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議が開催され、西暦 2000 年に向けて各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。平成 2 (1990) 年には、国連経済社会理事会において、同戦略の見直しと評価が行われ、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」(ナイロビ将来戦略勧告)が採択された。同勧告は、「指導的地位に就く女性の割合を、1995 年までに少なくとも 30%にまで増やす」との数値目標を設定している。

【ポジティブ・アクション (積極的改善措置)】

男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差異がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。



「はがき 1 枚からの男女共同参画」最優秀作品より

基本的施策5 地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大

地域活動への参加率は、男性より女性の方が高い傾向にありますが、依然として、方針決定過程への女性の参画率は低く、地域において女性が活躍する場も少ないのが現状です。

近年、地域においては、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などに伴い、福祉、環境、防災・防犯、まちづくり等、住民に直結する様々な課題が顕在化しています。愛知の地域づくりの羅針盤となる「政策指針 2010 - 2015」では、こうした地域の課題に、行政と、NPOや地域団体など地域に関わる主体が受委託・協働など様々な形で参加する「新しい公(おおやけ)」を形成し、地域自らが課題を解決する力を高めていくことを推進しています。

地域活動において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、「新しい公」の領域にも女性の活躍の場を広げていきます。

具体的な取組の方向

(地域における女性リーダーの育成)

地域における方針決定過程への女性の参画を促進するため、講座や研修などの開催を通じて、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の地位向上を推進し、地域に貢献する女性リーダーの育成を支援していきます。

(地域における男女共同参画の取組への支援)

地域において男女共同参画に積極的に取り組む人や団体に対して、情報交換や学習の機会の提供、表彰、活動事例の紹介、連携・協働事業などを行うことにより、その取組を支援していきます。

(防災活動における女性の参画の促進)

防災対策は、行政による取り組みだけでは限界があり、自主防災組織や消防団、ボランティアなど地域団体と協働して取り組んでいくことが求められています。

セミナーの開催や、防災訓練、広報等を通じて、県民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の設置や消防団やボランティア等の防災活動への参画を促進し、その際には、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点からの配慮がなされるよう、女性の積極的な参画を促進していきます。

（環境活動における女性の参画の促進）

地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの環境に関する課題は、日常生活に密接に関わっており、地域における主体が連携・協働して、環境活動に取り組んでいくことが求められています。

こうした取組にも、女性の視点や能力を活かすことができるよう、環境学習の推進に向けた講座や研修を開催するなど、地域における環境活動のリーダーを育成する場を県民に提供し、女性の積極的な参画を促進していきます。

（観光まちづくり分野における女性の参画の促進）

観光まちづくり分野では、地域で活動する個人や団体が主体的に関わっていく気運が醸成されつつありますが、地域の観光資源を、新たな視点で見直し、旅行者等の多様なニーズに対応していくためにも、女性の視点や能力を十分に活かすことができるよう、各地域で観光まちづくりに携わっている観光関係団体やNPO等の女性のネットワークづくりを支援するとともに、観光まちづくりリーダーとなる人材の育成に取り組んでいきます。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
自治会長に占める女性の割合	22	3.2%	27	10%
NPO法人における女性代表者数	21	362人	27	550人

用語解説**【新しい公】**

従来行政だけで担ってきた公共的なサービスの提供に、NPO、企業など、地域社会に関わる主体が参加し、受委託、協働、連携あるいは自律的な活動と支援といったさまざまな形で役割を分担すること。

重点目標 多様な働き方を可能にする環境づくり**基本的施策6 就業環境の整備と就業支援**

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度の整備は進んでいるものの、継続して就業することを望んでいるにもかかわらず、出産・育児、介護を理由に離職する女性が依然として多くなっています。

また、女性は男性よりも非正規雇用に就きがちであり、男女間の賃金格差や貧困の格差につながっていることなど、実質的には、就業分野における男女平等は、まだ十分に進んでいるとは言えません。

一方、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくためには、女性の労働力の活用が求められています。

女性が、能力に見合った公正な処遇のもと、就業を継続し、あるいはいったん離職しても再就職ができる就業環境を整備していくとともに、女性が就業に必要な能力を高め、その個性と能力を十分に発揮することができるよう支援していきます。

具体的な取組の方向**（男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知）**

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取り扱いが行われることがないように、事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の労働関係法令や制度の周知を図ります。

（非正規労働者の雇用環境の整備の促進）

非正規労働者の雇用安定につながる処遇改善や労働条件の整備を促進するため、企業に対して、取組の支援を行っていくとともに、非正規労働者に対して、専門相談窓口の設置や職業訓練の実施、就職面接会の開催により、希望する人の正規雇用への転換を支援していきます。

（女性の再就職支援）

出産・育児や介護等により離職した女性の再就職は、仕事をしていなかったブランクに対する不安があることで、意欲があっても、再チャレンジへの初めの一歩が踏み出せない場合や、また、再就職できても、非正規雇用に就きがちで、希望する仕事に就くことが難しい場合が多くあります。

産業労働センターやウィルあいちなどにおける相談の実施や「あいち女性のチャレンジ応援サイト」などによる情報の提供、子育てをしながら受講できる講座や女性のニーズに合った職業訓練の実施など、女性の再就職支援に取り組んでいきます。

（女性の起業等への支援）

少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中、持続可能な活力ある経済社会を築いていくためには、女性の起業等、新たな経済活動の創造が期待されています。しかし、女性の起業は男性に比べ、資金調達が困難であることや、育児と仕事の両立が困難であることなど多くの課題があります。

起業に役立つセミナー等の開催や、女性起業家や経営者のネットワークづくりなど、女性の起業等に対する意欲や資質の向上を図っていきます。

（女性医師等医療従事者に対する就業支援）

近年、女性医師を始めとする医療従事者の不足が深刻化していますが、出産・育児等により離職した女性医師は、医療の進歩への本人の不安や、職場における育児支援制度の不十分さなど、職場復帰を難しくする要因により、それが医師不足に一層の拍車をかけています。

院内保育や短時間勤務制度の導入、キャリア形成のための相談窓口の設置など、女性医師を始めとする医療従事者の働きやすい環境の整備に取り組む医療機関に対する支援など、女性医師等の就業を支援していきます。また、女性の従事者の多い看護職員について、再就業に必要な知識や技術の修得を図る研修やナースセンターにおける求職支援を実施するとともに、新人看護職員の早期離職防止を図るために新人看護職員研修や中小病院での出張研修を進めていきます。

（介護分野への就業支援）

介護分野で就労している人の多くが女性ですが、給与水準は全労働者平均と比較して低く、離職率が高くなっており、介護に対するニーズが増す中、依然として人手不足の状況が継続しています。

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成など雇用環境の整備を促進するとともに、福祉人材センターにおいて、介護分野への就労を希望する人を対象とした就職説明会や相談会を開催するほか、求人情報の提供や就職の斡旋、介護福祉士養成施設等の入学者に対する修学資金の貸付を行うなど、人材の育成と定着に向けた支援に取り組んでいきます。

（農林水産分野における男女共同参画の推進）

農林水産業に従事している女性の割合は高いですが、経営方針の意思決定に関わっている女性は少ないため、経営参画のための基礎知識や経営管理能力の向上をめざす講座の開催や、農業委員や農業協同組合の役員など公的機関や団体の方針決定の場への女性の参画促進に取り組んでいきます。

また、家事、育児、介護等を正しく評価し、男女ともに仕事と生活の調和のとれた役割分担を明確にするため、家族のルールづくり(家族経営協定の締結や見直し)を推進していきます。

さらに、農山漁村の活性化のため、地域の農林水産物等の資源を活用して、新たな商品を開発したり、農林漁業者が加工・販売までを展開するなどの6次産業化への取組を進め、そうした場にも女性の能力を十分に活かすことができるよう、女性の参画を促進していきます。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
女性（25～44歳）の労働力率	21	67.8%	27	3ポイント以上の上昇
農業における女性が経営参画している経営体数	21	1,075経営体	27	1,300経営体
家族のルールの作成数 (家族経営協定締結数)	21	1,092戸	27	1,300戸
農業委員のうち女性数	21	73人	27	100人
農協役員のうち女性数	21	14人	27	40人
農村生活アドバイザー認定者数	21	674人	27	770人

用語解説

【産業労働センター】

本県の産業・労働分野の支援の拠点として、名古屋駅前に整備している施設（平成21年10月に一部供用開始、平成24年に全体供用開始）。(財)あいち産業振興機構、(財)愛知県労働協会など、産業と労働に係る各種支援機関が入居する。

用語解説

【あいち女性のチャレンジ応援サイト】

子育て中あるいは子育て後の女性を主な対象に、女性のチャレンジを応援するインターネット・ポータルサイト。平成 20 年 1 月 18 日に開設。次のチャレンジテーマを中心として、女性のチャレンジに役立つ情報を掲載。（<http://www.will.pref.aichi.jp/aichallenge/>）

働きたい キャリアアップしたい 起業したい 農林水産分野で活躍したい
NPO・ボランティア・まちづくり・国際活動に参加したい 女性団体に活躍したい
子育て・介護の情報を知りたい。

【ナースセンター】

看護職の求人・求職の仲介を行う「いわゆる看護職のハローワーク」で、求人・求職登録や相談、情報提供等を行っている。

【福祉人材センター】

社会福祉従事者の資質の向上及び社会福祉人材の養成確保に関して、研修並びに養成講座の企画及び実施、就業の相談援助等の事業を行う施設で、社会福祉法に基づき都道府県に 1 か所指定されている。

【家族のルールづくり（家族経営協定）】

家族員一人ひとりが生きがいとやりがいを持てるようにするため、給料や休日などの就業条件、経営方針や経営計画、望ましい暮らし方や経営移譲時期などについて家族で話し合い、その結果を文書で取り決めたもの。

【6次産業化】

農林水産業・農山漁村と 2 次産業・3 次産業を融合・連携させることにより、農林水産物をはじめとする資源を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

【農村生活アドバイザー】

魅力ある農家生活の模範的な実践者で、女性の持つ能力を發揮しながら積極的に社会参画し、地域の活性化に貢献していることなどを認定要件として、県内の優秀な女性農業者を対象として知事が認定する称号。



「はがき 1 枚からの男女共同参画」最優秀作品より

基本的施策7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

長時間労働を前提とする働き方を見直し、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することは、男性の家庭生活、地域活動への参画を可能にするとともに、女性の就業継続や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上でも、必要不可欠です。

仕事と生活の調和とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言い、子育てや介護に限らず、趣味・学習や地域活動などの時間の持てる健康で豊かな生活を送ることができるというメリットがあります。

また、企業等における有能な人材の確保や定着を促し、企業の生産性の向上、さらには社会経済の活性化にもつながるものです。

仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、行政、企業、団体、労働者などが連携し、社会全体で推進していきます。

具体的な取組の方向

(ワーク・ライフ・バランスの普及)

経済団体、労働団体、行政機関及び有識者からなる「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」において、労使と行政が協調したキャンペーンの実施や、学生や子育て・介護に直面する労働者に対するセミナーの開催等、官民が一体となって、ワーク・ライフ・バランスの普及活動に取り組んでいきます。

(職場における仕事と家庭の両立支援の促進)

仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立することができる制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の登録拡大を図ります。

また、ファミリー・フレンドリー企業の地方公共団体との契約時における優遇など登録企業への支援や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた先進的な取組を実施する企業の事例の紹介等により、企業の取組を促進していきます。

（保育所待機児童対策の推進）

昨今の経済情勢の悪化に伴い、子育てをしながら就業を希望する女性が増加しており、一部地域では保育所の待機児童が発生していることから、子育て中の労働者が安心して働くことができるよう、市町村における保育士の配置への支援や家庭的保育者（保育ママ）による保育の促進など保育所待機児童の解消に向けた取組を推進していきます。

（多様なニーズに対応した保育サービスの充実）

多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるための保育所における延長保育、休日保育、特定保育や、病中や病後回復期にある子どもを、病院、診療所、保育所等で一時的に預かる病児・病後児保育が推進されるよう市町村を支援していきます。

（放課後子どもプランの充実）

小学校低学年の子どもなどをもつ保護者が、仕事と育児を両立できるよう、授業終了後の子どもの生活の場を与える放課後児童クラブと放課後子ども教室を、一体的あるいは連携して実施する放課後子どもプランの取組が進むよう市町村に働きかけていきます。

（介護支援の充実）

仕事と家族の介護との両立に悩む労働者の介護負担を軽減するため、市町村と連携して、介護サービスを適切に利用できるよう支援するとともに、介護サービスに携わる介護保険施設等職員、介護支援専門員、訪問介護員、認知症サポーター等を対象とした研修の開催や介護サービス情報の公表等による介護サービスの質の向上を図るための取組など、介護支援体制を充実していきます。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
ファミリー・フレンドリー企業の登録数	21	620 社	27	860 社
低年齢児保育の受入児童数	21	16,157 人	26	20,100 人
病児・病後児保育の実施箇所数	21	24 箇所	26	42 箇所
延長保育の実施箇所数	21	336 箇所	26	369 箇所
休日保育の実施箇所数	21	20 箇所	26	39 箇所
放課後児童クラブの実施箇所数	21	561 箇所	26	650 箇所
放課後子ども教室実施市町村数	21	35 市町村	26	全市町村

用語解説**【あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会】**

有識者、経済団体（愛知県商工会議所連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商工会連合会）、労働団体（日本労働組合総連合会愛知県連合会）、行政機関（愛知労働局、愛知県、名古屋市）で構成。平成22年4月1日に、「あいち子育て支援・働き方の見直し推進協議会」から発展改組し、働く人の仕事と生活の調和の実現に必要な雇用環境の整備促進にあたり、相互に連携した取組を推進している。

【ファミリー・フレンドリー企業】

仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立することができる制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様な柔軟な働き方を選択できるような取組を行う企業。登録には、次の要件を満たすことが必要。

次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、地方労働局に届け出ていること。

育児・介護休業法を遵守した就業規則、規程等が整備されていること。

一般事業主行動計画に定めた取組目標や規則等で定めた子育て支援制度の公表に同意すること。



愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク

【一般事業主行動計画】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立した。この法律に基づき、労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策として、事業主が策定・実施する行動計画のこと。平成23年4月1日以降は、101人以上の労働者を雇用する事業主にその策定及び公表が義務付けられており、100人以下の労働者を雇用する事業主については、努力義務となっている。

【家庭的保育者（保育ママ）】

市町村長が行う一定の研修を修了した保育士（保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者を含む）が、保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けながら、自宅等において保育に欠ける少数の就学前児童を保育する。

【特定保育】

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育する。

用語解説

【放課後子どもプラン】

文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもので、平成 19 年度よりスタートした。

「放課後子ども教室推進事業」は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するもの。

「放課後児童健全育成事業」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供するもの。

【介護サービス情報の公表】

介護サービス利用者がサービス事業者を適切に選択できるよう介護サービス事業者のサービス内容や運営状況などの情報の公表を義務付けたもので、平成 18 年度から導入されている。なお、公表は介護サービス情報公表システムにより行われている。

【介護支援専門員】

介護保険法第 7 条第 5 項に規定された、要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス及び施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。一般的にケアマネジャーと呼ばれている。

【認知症サポーター】

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う応援者。



「はがき 1 枚からの男女共同参画」最優秀作品より

重点目標 安心して暮らせる社会づくり

基本的施策8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

高齢化の進行、未婚や離婚の増加に伴う単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規労働者の増加、家庭・地域・社会の絆の弱まりなど、社会の変化を背景に、高齢者、ひとり親世帯など様々な生活困難を抱えやすい人々が増加しています。

男女の人権の尊重に関しては、実質的な男女平等の実現に向けて様々な取組がなされてきましたが、人々の意識や行動、社会慣行の中に、固定的性別役割分担意識が今もなお根強く残り、生活困難の実態を見ても、その状況は男女間で異なるものとなっています。また、障害があること、外国人であること、同和地区出身であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々もいます。

生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、人権尊重や、男女の違い、個人の置かれた状況に配慮したきめ細かな支援をしていきます。

具体的な取組の方向

（人権教育・啓発の推進）

誰もが、性別や、障害があること、外国人であること、同和地区出身であることなどを理由に、自立や社会参画への意欲が妨げられることがないように、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権意識の啓発のためのイベントや講座の開催、メディア等を活用した広報など、あいち人権啓発プラザを拠点として、様々な啓発活動を行います。

また、教職員等を対象とした人権教育の研修を実施し、学校における様々な教育活動の中に人権教育を取り入れていくなど、人権教育の推進に取り組んでいきます。

（複合的に困難な状況に置かれている人々への支援）

障害があること、同和地区出身であることなどに加え、女性であることで教育や就労などの面において、複合的に困難な状況に置かれる人々を支援するため、市町村職員や福祉関係者等、相談業務に携わる者に対して、男女共同参画の視点に立ち、より高い人権意識を身につけるための研修を行い、相談体制の充実を図るとともに、よりきめ細かな情報提供を行っていきます。

（母子・父子世帯の自立した生活に対する支援）

母子・父子世帯の自立を支援するため、母子自立支援員や就業相談員を県福祉事務所等に配置し、母子家庭等就業支援センターにおいて、自立に必要な技能や知識を身につけるための講習会の実施や就業情報の提供などを行うとともに、市町村が、家事や育児の援助を行う家庭生活支援員を派遣する事業への支援や、県営住宅への優先入居、児童扶養手当や遺児手当の支給や医療費の補助など、個人の置かれた状況に応じた支援を行います。

また、男女の違いに配慮し、経済的に困窮しやすい母子世帯に対しては、就職に有利な資格を取得するための母子自立支援給付金の支給、修学資金をはじめとする母子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、周囲に相談相手がいない孤立しがちな父子世帯に対しては、必要な各種支援施策の情報提供を行い、その活用を促していきます。

（高齢者の自立した生活に対する支援）

高齢者が自立し、安心して暮らせるよう、男女の違いや個人の置かれた状況に配慮しつつ、求職活動等を支援する専門相談窓口を産業労働センターに設置し、個別分野の関係機関と連携しながら相談者のニーズに合わせた就業支援を行うとともに、県営住宅の優先入居制度、住宅のバリアフリー化など高齢者の状況に対応した住まいの供給を促進していきます。

また、高齢者が、介護を要する状態とならず、健康で生きがいをもって暮らせるよう、あいち介護予防支援センターを中心に、市町村や地域包括支援センターとも連携し、介護予防事業のより効果的な推進を図るとともに、地域から孤立することを防ぐため、地域における見守り体制の整備や、地域にかかわるきっかけづくりや仲間づくり、学習の場や多様な世代との交流の場の提供などの支援をしていきます。

（外国人女性の自立した生活に対する支援）

国際結婚が急増しており、中でも夫は日本人で妻は外国人という国際結婚が多くなっているため、離婚などにより、ひとり親世帯になった場合に、言語の違いや文化・価値観の違いなどから、特に生活上の様々な困難を抱えやすい外国人女性に対する支援が求められています。

外国人女性に対して、住宅、子育て、就労、DV被害に対する支援など、適切な支援を受けることができるよう、多言語での情報提供を行うとともに、多文化ソーシャルワーカーを養成し、相談体制の充実を図ります。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
母子自立支援給付金新規給付人数 (あいち はぐみんプランの計画期間内(平成21~26年度)の累計)	20	101人	26	580人
高齢者見守りネットワークの取組等の実施市町村数			27	全市町村
多文化ソーシャルワーカー養成数	21	72人	24	100人

用語解説

【あいち人権啓発プラザ】

平成22年7月1日に愛知県東大手庁舎内に開設された本県の人権啓発の拠点施設。

【母子自立支援員】

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者をいう。

【母子家庭等就業支援センター】

都道府県・指定都市・中核市が実施主体(母子福祉団体等への委託が可能)となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う。

【母子自立支援給付金】

母子家庭の母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講習を受講する場合や、国家資格取得のため養成機関で修業する場合などに支給する給付金。

【あいち介護予防支援センター】

平成22年4月に、あいち健康プラザ内にオープン。介護予防、認知症予防、高齢者虐待防止を推進し、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指して活動している。

【地域包括支援センター】

地域住民を介護・福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支援するため、介護予防 ケアマネジメント 総合相談・支援 高齢者虐待の防止、早期発見などの権利擁護 地域ケアの支援などを一体的に行う機関。

【多文化ソーシャルワーカー】

外国人県民が抱える心理的・社会的な問題に対して、本人の心だけでなく、その人を取り巻く家族、グループ、コミュニティなどの環境に働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材。

基本的施策 9 女性に対する暴力の根絶

男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、加害者と被害者がどのような間柄であるかに関わらず、決して許されるものではありません。特に、性別に関わる固定的な意識や、男女の置かれている社会構造を背景に、女性が被害者となるケースが多く、女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

DV、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力の根絶に向けて、暴力の防止と被害者の支援に取り組んでいきます。

また、「デートDV」と呼ばれる交際相手からのDVや、インターネットや携帯電話の普及により、インターネット等の利用に起因する性犯罪が多発するなど、被害女性の低年齢化が問題となっていることから、若い世代に向けた予防・啓発を推進していきます。

具体的な取組の方向

(DV理解のための広報・啓発の推進)

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許される行為ではないという意識を、社会全体で共有することができるよう、市町村や専門学校・大学等様々な団体で行われる研修会、集会などへの講師派遣や、啓発資料やホームページでの情報発信により啓発を進めるとともに、DV被害を受けた場合の相談窓口の周知を図っていきます。特に、若年者に対して、「デートDV」の予防啓発を推進します。

(DV被害者支援体制の充実)

DV被害者からの相談件数の増加に対応できるよう、ウィルあいちと愛知県女性相談センターの相談事業の統合により、相談体制の強化を図るとともに、市町村、警察、医療機関、社会福祉施設、民間支援団体等とも連携して、被害者の一時保護や自立支援、相談員の資質の向上等、被害者の支援体制を充実していきます。

特に、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村は、平成19年7月のDV防止法の改正により、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化となり、役割が強化されたことから、市町村における被害者支援体制の整備を支援していきます。

また、加害者への対応について、国の情報を収集し、加害者更正のための効果的な施策について研究していきます。

（性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などへの対策の推進）

性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為など女性が被害者となることが多い犯罪に対して、予防啓発や捜査の徹底を図り、取締りを強化するとともに、性犯罪等の被害にあった女性が相談・支援を受けやすいよう、治療、カウンセリングと被害申告などを1か所で受け付ける性犯罪被害者対応拠点の運営や、捜査や相談窓口への女性警察官の配置など、被害者の心情に配慮したきめ細かな支援を行っていきます。

（セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進）

セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、事業主に対して、セクシュアル・ハラスメント防止対策が講じられるよう、普及啓発し、男女ともセクシュアル・ハラスメントが起きない職場環境づくりを推進していきます。

また、県職員、教職員、県警察職員に対して、研修等を通じて、セクシュアル・ハラスメント防止のための意識改革や相談窓口の周知を図ります。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力をいわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	20	83%	27	100%
DVに関する相談窓口の認知度	20	52.7%	27	60%

用語解説**【性犯罪被害者対応拠点】**

性犯罪被害者の支援をする活動拠点として、医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等が1か所で済ませられるようにし、何度も同じ説明を繰り返す負担や移動に要する負担など被害者の精神的・肉体的負担を軽減する。平成22年7月、モデル事業として、一宮市の大雄会第一病院内に、「ハートフルステーション・あいち」という名称で、全国初となる性犯罪被害者対応拠点を開設した。

【セクシュアル・ハラスメント（職場におけるセクシュアル・ハラスメント）】

職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること、または性的な言動により労働者の就業環境が害されること。男女雇用機会均等法において、事業主にはセクシュアル・ハラスメント防止のための必要な措置を講じることが義務付けられている。

基本的施策 10 生涯を通じた健康づくりの支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことが大変重要です。

身体的性差や、長時間労働、食生活などの生活習慣の違いにより、男女が抱える健康上の課題には違いがありますが、特に、女性は、妊娠・出産の可能性があることから、妊娠・出産期の母性保護は当然のこと、思春期から更年期、高齢期に至るまでの生涯を通じて、性感染症や望まない妊娠、子宮がん、乳がん、更年期障害など性と生殖機能に関して、男性とは異なる課題に直面することに配慮する必要があります。

国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」の視点に配慮しつつ、男女が生涯を通じて、自らの健康を守り、また互いの健康をいたわりあうことができるよう、健康づくりを支援していきます

具体的な取組の方向

（性差を踏まえた健康づくりの支援）

男女の身体的性差や生活習慣の違いに配慮し、その性差を踏まえ、一人ひとりにあった健康づくりを生涯を通じて総合的に支援していきます。

女性の健康づくりについては、妊娠・出産という身体的特性があり、年齢とともに身体の状態が変化しやすいことに配慮し、ライフサイクルの各段階に応じた健康教育や健康相談を行います。特に、若い女性に多い過度な痩身などにも留意し、思春期の女性に対し、健全な食生活に関する知識の普及を図ります。

また、男性の健康づくりについては、女性よりも、喫煙飲酒の割合や中高年を中心に肥満者の割合が高いこと、30代、40代を中心に長時間労働者が多いことなどに留意し、生活習慣病の予防など健康教育の充実を図っていきます。

（性感染症対策や性教育の推進）

性感染症や人工妊娠中絶は、母体に影響を及ぼす場合があることから、性感染症の早期発見・早期治療につなげるため、性感染症に対する偏見をなくし、検査や相談を受けやすい環境づくりに向けた啓発を行っていきます。

また、望まない妊娠や、HIV/エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症を予防するため、地域において、市町村、保健医療関係者、学校等関係機関と連携し、適切な性教育を推進していきます。

（安心・安全な妊娠・出産への支援）

安心して安全に子どもを産むことができるよう、ハイリスク出産に対応するためのNICU（新生児集中治療管理室）やMFICU（母体・胎児集中治療管理室）の整備や、分娩数の多い尾張地区及び分娩に対応できる施設の少ない東三河地区における総合周産期母子医療センターやバースセンターの整備、周産期医療に携わる医師・助産師の養成・確保等、周産期医療体制の充実を図ります。

また、女性自身が安全な妊娠・出産への意識を持ち、安心して出産に臨めるよう、市町村等と連携し、定期的な妊婦健康診査の必要性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及を推進していきます。

（不妊治療対策の推進）

妊娠を希望しながらも不妊に悩む男女を対象に、精神的・経済的負担の軽減を図るため、愛知県不妊専門相談センターにおいて、相談や治療に関する情報提供を実施するとともに、不妊治療に要する費用の助成を行っていきます。

（子宮がん・乳がん検診の普及啓発）

女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、市町村と連携して、子宮がん・乳がんに関する適切な知識や、がん検診の受診の必要性について、情報提供の充実やキャンペーンの実施等により普及啓発を図り、検診受診率の向上に取り組んでいきます。

数値目標

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
10代の人工妊娠中絶実施率 （15歳から19歳の女性人口千対）	21	7.1	26	5.2
総合周産期母子医療センター数	22	3か所	27	5か所
子宮がん検診受診率	20	21.7%	24	50%
乳がん検診受診率	20	14.0%	24	50%

用語解説

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）】

リプロダクティブ・ヘルスとは、平成 6（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

【NICU（新生児集中治療管理室）】

未熟児を含めたハイリスク新生児を対象とし、呼吸管理、各種監視装置を用いた観察や生存率を高めるために集中的治療を行う特殊な施設。

【MFICU（母体・胎児集中治療管理室）】

重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等母体又は胎児における危険な状態の監視や管理等を行い、母体・胎児の安全を確保し、集中的治療を行う特殊な施設。

【バースセンター】

正常分娩を対象に助産師が主体となって運営する医療施設内の外来及び分娩施設。

【愛知県不妊専門相談センター】

本県が、名古屋大学医学部附属病院に委託して運営している不妊についての無料相談窓口。不妊の専門医師や不妊カウンセラーなどの専門家が相談に応じる。



「はがき 1 枚からの男女共同参画」最優秀作品より

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備・充実

（県における推進体制の強化）

県庁内推進組織である愛知県男女共同参画行政推進会議を中心に、全庁を挙げて、計画を総合的かつ効果的に推進する体制を更に強化するとともに、県職員一人ひとりが、男女共同参画の意義と必要性を正しく理解し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、研修等を通じた啓発を行います。

また、計画の推進にあたっては、愛知県男女共同参画審議会の開催や、県が実施する施策に対する県民の申出制度の運用により、県民の意向を十分尊重し、施策への反映を図っていきます。

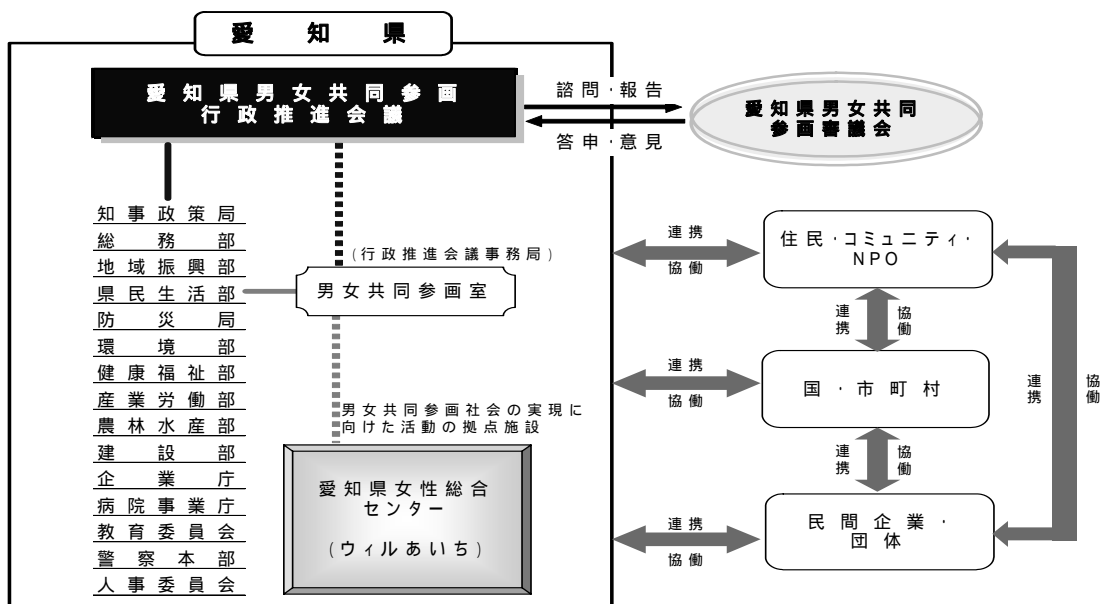
（市町村推進体制への支援）

市町村は、住民にとって最も身近な行政主体であり、その果たす役割はきわめて重要です。現在、市町村における男女共同参画計画の策定率は8割を超えておりますが、策定率のさらなる増加や市町村における推進体制のさらなる強化に向けて、引き続き、市町村の主体性と自立性に十分に配慮しつつ、職員に対する研修や会議の開催、情報の提供等により、支援していきます。

（大学、企業、NPO、地域団体等との連携・協働の推進）

あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラムを始め、大学、企業、NPO、地域団体等、多様な主体とのさらなる連携を図り、積極的な情報交換や意見交換により、男女共同参画社会の実現に向けた課題を共有し、互いに連携・協働しながら課題解決に向けた取組を推進していきます。

< 愛知県男女共同参画推進体制図 >



用語解説

【愛知県男女共同参画行政推進会議】

愛知県の男女共同参画に関する行政について、総合的かつ効果的に推進するために、昭和51年度に設置した庁内組織。知事を議長とし、副知事、部局長、教育長、警察本部長などで構成する。

【愛知県男女共同参画審議会】

愛知県男女共同参画推進条例第19条に基づき設置されたもので、委員20人以内で組織する。知事の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。また、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況などについて調査審議し、知事に意見を述べることができる。

【あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム】

平成16年8月、産学官が連携しつつ、社会全体にすみずみまでゆきわたる男女共同参画をめざして設立した。愛知県、名古屋市、愛知県経営者協会、名古屋大学で構成している。男女共同参画の分野における産学官の連携は、全国で初めての試み。



「はがき1枚からの男女共同参画」最優秀作品より

2 ウィルあいちを拠点とする推進

（男女共同参画に関する知識や意識の普及）

男女共同参画に関する知識や意識の普及のため、男女共同参画に関する各種セミナーやイベントの開催、情報ライブラリーを中心に男女共同参画に関する情報の収集・提供を行っていきます。

その際には、性別や世代にかかわらず、多様な立場の人々に参加してもらうため、分かりやすく、親しみやすいものとなるよう効果的な事業運営に努めるとともに、地理的または時間的にウィルあいちまで来ることが難しい人のために、インターネットを活用した情報提供などにも取り組んでいきます。

（相談体制の充実）

女性の抱える問題に関する相談事業については、ウィルあいちに期待する役割として、県民からのニーズが特に高くなっています。このため、愛知県女性相談センターの相談部門を同様の女性相談業務を行うウィルあいちに移転、統合することにより、相談体制の充実・強化を図ります。

（多様な主体との連携・協働・ネットワークづくり）

男女共同参画社会の実現に向けて自主的な活動を行っている多様な主体に対して、活動の場を提供するとともに、セミナー等の受講生が、修了後も自主的な活動を展開していけるように、受講生同士のネットワークづくりやリーダーの育成を支援していきます。

さらに、ウィルあいちを中心に、市町村、市町村の男女共同参画センター、女性団体、NPO、大学など多様な主体同士の連携・協働を進め、互いの経験や情報を提供しあいながら事業を展開していきます。

用語解説

【ウィルあいち情報ライブラリー】

男女共同参画社会の実現や女性に関する様々な問題への対応のために、図書・雑誌・行政資料・視聴覚資料（DVD・ビデオ）などの資料を収集し、閲覧、貸出、レファレンスを行っている。また、コンピューターシステムを活用して、団体・グループ、イベントなどの情報提供を行っている。

ウィルあいち（愛知県女性総合センター）

ウィルあいちは、愛知県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として平成8年に開館し、「県民意識の変革」、「社会参画と交流の促進」、「情報の蓄積と発信」という3つの柱のもとに事業を展開し、男女共同参画社会の推進に大きな役割を果たしています。

財団法人あいち男女共同参画財団では、ウィルあいちを拠点に、3つの柱のもと、男女共同参画に関する各種セミナー、情報提供、あいち国際女性映画祭などの事業を行っています。



セミナーの様子



講演会の様子



あいち男女共同参画のつどい



情報ライブラリー

数值目標一覽

数値目標一覧

体系 番号	項目名	現況		目標		所管部局
		年度	数値	年度	数値	
- 1	固定的性別役割分担意識に反対する ('どちらかといえば反対'を含む)人の割合	20	40%	27	50%	県民生活部
- 1	ウィルあいち情報ライブラリーの利用者数	21	108,307人	27	118,000人	県民生活部
- 1	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、 男女平等であると感じる人の割合	20	10.9%	27	増加	県民生活部
- 2	固定的性別役割分担意識に反対する('どちら かといえば反対'を含む)男性の割合	20	34.9%	27	45%	県民生活部
- 2	男性の1日あたりの家事関連時間 (育児等含む)	18	35分	23	増加	県民生活部
- 2	県男性職員の育児参加休暇等の取得率	21	40.3%	26	70%	総務部
- 3	キャリア教育の年間指導計画を作成している 学校の割合(小・中学校)			27	100%	教育委員会
- 3	インターンシップを実施する県立高等学校 の割合	21	73.2%	27	100%	教育委員会
- 4	県の審議会等に占める女性委員の割合	21	34.9%	27	37.5%	県民生活部
- 4	県職員の管理監督者(知事部局・主査級以上) に占める女性の割合	22	18.6%	27	23%	総務部
- 4	学校における女性教員の管理部門への登用	22	30.3%	27	33%	教育委員会
- 4	市町村の審議会等に占める女性委員の割合	21	24.3%	27	30%	県民生活部
- 5	自治会長に占める女性の割合	22	3.2%	27	10%	県民生活部
- 5	NPO法人における女性代表者数	21	362人	27	550人	県民生活部
- 6	女性(25～44歳)の労働力率	21	67.8%	27	3ポイント 以上の上昇	産業労働部
- 6	農業における女性が経営参画している 経営体数	21	1,075経営体	27	1,300経営体	農林水産部
- 6	家族のルールの作成数 (家族経営協定締結数)	21	1,092戸	27	1,300戸	農林水産部
- 6	農業委員のうち女性数	21	73人	27	100人	農林水産部
- 6	農協役員のうち女性数	21	14人	27	40人	農林水産部
- 6	農村生活アドバイザー認定者数	21	674人	27	770人	農林水産部

体系 番号	項目名	現況		目標		所管部局
		年度	数値	年度	数値	
- 7	ファミリー・フレンドリー企業の登録数	21	620社	27	860社	産業労働部
- 7	低年齢児保育の受入児童数	21	16,157人	26	20,100人	健康福祉部
- 7	病児・病後児保育の実施箇所数	21	24か所	26	42か所	健康福祉部
- 7	延長保育の実施箇所数	21	336か所	26	369か所	健康福祉部
- 7	休日保育の実施箇所数	21	20か所	26	39か所	健康福祉部
- 7	放課後児童クラブの実施箇所数	21	561か所	26	650か所	健康福祉部
- 7	放課後子ども教室実施市町村数	21	35市町村	26	全市町村	教育委員会
- 8	母子自立支援給付金新規給付人数 (あいち はぐみんプランの計画期間内(平成21~26年度)の累計)	20	101人	26	580人	健康福祉部
- 8	高齢者見守りネットワークの取組等の 実施市町村数			27	全市町村	健康福祉部
- 8	多文化ソーシャルワーカー養成数	21	72人	24	100人	地域振興部
- 9	配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力を いわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	20	83%	27	100%	県民生活部 健康福祉部
- 9	DVに関する相談窓口の認知度	20	52.7%	27	60%	県民生活部 健康福祉部
- 10	10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳から19歳の女性人口千対)	21	7.1	26	5.2	健康福祉部
- 10	総合周産期母子医療センター数	22	3か所	27	5か所	健康福祉部
- 10	子宮がん検診受診率	20	21.7%	24	50%	健康福祉部
- 10	乳がん検診受診率	20	14.0%	24	50%	健康福祉部